

○亀山市国民健康保険運営協議会について

1 国民健康保険運営協議会

「国民健康保険運営協議会委員名簿」のとおり

2 国民健康保険運営協議会の開催状況

令和5年度

第3回運営協議会 令和5年10月19日（木）開催

第4回運営協議会 令和6年2月8日（木）開催

令和6年度

第1回運営協議会 令和6年5月30日（木）開催

第2回運営協議会 令和6年8月22日（木）開催

3 令和6年度 運営協議会の議題

第1回

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について・・・資料 1

第2回

令和5年度国民健康保険事業特別会計決算について・・・資料 2

⇒令和6年9月定例会 予算決算委員会提出資料

国民健康保険事業年度比較表（令和5・4年度）・・・資料 3

令和5年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算状況・資料 4

令和6年度国民健康保険税当初賦課について・・・資料 5

国民健康保険事業費納付金等の検証について・・・資料 6

4 その他

国民健康保険事業会計の今後の見通しについて・・・資料 7

国民健康保険運営協議会委員名簿

区分	氏名	任期	備考	当初就任年月日
被保険者を代表する委員	イマムラ トシアキ 今村 俊朗	R4.1.11～R7.1.10		H23.1.11
	ミヤザキ ショコ 宮崎 道子	R4.1.11～R7.1.10		H31.1.11
	オオイズミ ジュンコ 大泉 順子	R4.1.11～R7.1.10		H31.1.11
	モリタ セツコ 森田 節子	R4.1.11～R7.1.10		R4.1.11
保険医・薬剤師を代表する委員	イリヤマ タクヘイ 入山 拓平	R4.1.11～R7.1.10	豊田クリニック	H29.1.11
	ホリ ユスヒデ 堀 靖英	R4.1.11～R7.1.10	亀山腎・泌尿器科クリニック	H29.1.11
	ホリ リウウイチ 堀 隆一	R4.1.11～R7.1.10	堀デンタルクリニック	H30.3.6
	ヒロカド リウジ 廣角 良治	R4.1.11～R7.1.10	(有)十全薬局	H25.10.21
公益を代表する委員	マツナガ サトコ 松永 里子	R4.1.11～R7.1.10	亀山市食生活改善推進協議会	R4.1.11
	クリモト シゲル 栗本 茂	R6.5.20～R7.1.10	亀山市自治会連合会	R6.5.20
	ハットリ ココ 服部 典子	R4.1.11～R7.1.10	亀山市婦人会連絡協議会	H31.1.11
	アキタ オサム 秋田 修	R4.1.11～R7.1.10	亀山市地域まちづくり協議会連絡会議	R3.7.2
被用者保険等被保険者を代表する委員	ツバキガイ トヨコ 椿垣内 洋子	R4.7.1～R7.1.10	全国健康保険協会三重支部保健グループ長	R4.7.1
	ユタニ トモヒコ 湯谷 友彦	R6.7.1～R7.1.10	日本トランスシティ健康保険組合事務長	R3.6.29
	オオツボ ケイコ 大坪 恵子	R6.4.1～R7.1.10	地方職員共済組合三重県支部事務長	R6.4.1

マイナンバーカードと 健康保険証の一体化について

目次

1. マイナンバー法等一部改正法の概要
2. 現行の保険証の種類
3. 保険証の種類の変更
4. 健康保険証の取扱いについて
5. 被保険者への加入者情報の通知
6. マイナ保険証の利用等に関する現状
7. 県内の状況及び対応方針
8. 本市の対応方針（案）

1. マイナンバー法等一部改正法（令和5年法律第48号）の概要

【資格確認書の仕組みの整備】

- 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者が必要な保険診療等を受けられるよう、当該者からの求めに応じ、各医療保険者等は、医療機関等を受診する際の資格確認のための「資格確認書」を書面又は電磁的方法により提供することとする。

【特別療養費（※）の支給の通知の仕組みの整備】

- 健康保険証の廃止に伴い、短期被保険者証の仕組みは廃止する。
- 長期にわたる保険税滞納者に対する保険税の納付を促す取組として、これまで行われてきた被保険者資格証明書の交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行う規定を整備。

※医療機関の窓口で医療費を全額（10割）支払った後、後日申請により保険給付分（7割又は8割）の払い戻しを受けること。

2. 現行の保険証の種類

種類	対象者	負担割合	有効期間	発行件数	割合
被保険者証 (一般証)	通常の家帯	2割又は3割	1年	7,384件 (4,953家帯)	92.6% (93.1%)
短期 被保険者証	<ul style="list-style-type: none"> 納付計画、納付相談がない場合(1ヵ月証) 納付計画はないが、相談等があり納付の意思を有すると認められる場合(3ヵ月証) 納付計画(1年以内の分納)があり、その分納を履行している場合、三重地方税管理回収機構に移管中の場合(6ヵ月証) 	2割又は3割	1ヵ月 3ヵ月 6ヵ月	1ヵ月証 126件(93家帯) 3ヵ月証 397件(231家帯) 6ヵ月証 68件(43家帯)	1.6% (1.7%) 5.0% (4.3%) 0.9% (0.8%)
資格証明書	納付相談または指導に一向に 応じず、所得若しくは資産を 勘案すると税を納付する十分 な能力があり、意図的に差押 財産の名義変更を行うなど滞 納処分を免れようとする場合	10割	1年	0件	0%

※発行件数は、令和5年度当初更新時(8月更新・7月処理)の件数

3. 保険証の種類の変更（国通知）

【現行】

種類	対象者	負担割合
被保険者証（一般証）	通常の世帯	2割又は3割
短期被保険者証	6か月以上の保険税の滞納世帯	2割又は3割
資格証明書	1年以上の保険税の滞納世帯	10割



【マイナ保険証一体化後】（施行日：令和6年12月2日）

種類	対象者	負担割合
マイナンバーカード	マイナ保険証 取得者	2割、3割又は10割
資格確認書	マイナ保険証 未取得者	2割、3割又は10割

○ 資格情報のお知らせ…資格情報の把握のため、マイナ保険証取得者に交付。
※本様式単独では医療機関受診不可。

○ 特別療養費に変更する旨の事前通知…1年以上の保険税の滞納世帯に交付。
医療機関の窓口で医療費を全額（10割）支払った後、後日申請により、保険給付分（7割又は8割分）の払い戻しを受けることができる。
※資格確認書等には、特別療養費に該当することが分かるような表示があり、医療機関等は表示の確認を行い、患者に10割の負担を求める。

3. 保険証の種類の変更（資格確認書）

【資格確認書の取扱いについて】

- 資格確認書の様式（保険者が選択）
 - ①カード型（縦54mm・横86mm）※本市の現行の保険証様式
 - ②はがき型（縦128mm・横91mm）
 - ③A4型（縦297mm・横210mm）

○ 資格確認書の記載事項

必須記載事項	任意記載事項
<ul style="list-style-type: none"> • 氏名、性別、生年月日 • 世帯主氏名 • 被保険者記号、番号、枝番 • 保険者番号、保険者名 • 適用開始年月日又は資格取得年月日、交付年月日 • 負担割合、発行期日（70歳以上の被保険者のみ） • 有効期限 • 特別療養費の対象者である場合にはその旨 • 住所 	<ul style="list-style-type: none"> • 高額療養費の限度額の適用区分、発行期日 • 食事療養、生活療養の負担額減額の適用区分、発行期日 • 長期入院該当日 • 特定疾病及び自己負担限度額の区分、発行期日 <p>※保険者の判断で追加しないこととすることも可能 ※限度額適用認定証等については、引き続き本人からの申請に基づき交付することも可能</p>

○ 資格確認書の交付対象者

【原則】本人の申請に基づき交付

【当分の間の運用】

マイナ保険証を保有していない者その他保険者が必要と認めた者については、本人の申請によらず保険者が交付（国が想定している職権交付の対象者は、以下のとおり）

- マイナンバーカードを取得していない者
- マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者
- マイナ保険証の利用登録解除を申請した者、登録解除者、電子証明書の有効期限切れの者、マイナンバーカードの返納者
- DV被害者などでマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定をされている者
- 申請により資格確認書が交付された要配慮者の資格確認書を更新する場合 等

3. 保険証の種類の変更（資格確認書）

【資格確認書の様式例（カード型）】

(表 面)

〇〇都道府県	有効期限	年	月	日
国民健康保険				
資格確認書				
記号	番号	(枝番)		
氏名	性別			
生 年 月 日	年 月 日			
適用開始年月日	年 月 日			
交付年月日	年 月 日			
負担割合・発効期日	年 月 日			
限度区分・発効期日	年 月 日			
長期入院該当日	年 月 日			印
特定疾病区分・発効期日	年 月 日			
世帯主氏名				
保険者番号				
交付者名				印

(裏 面)

住 所	
備 考	
<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1 から 3 までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、<u>臓器を提供しません</u>。</p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p style="text-align: center;">【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】</p> <p>[特記欄: _____]</p> <p>署名年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>本人署名(自筆): _____ 家族署名(自筆): _____</p>	

3. 保険証の種類の変更（資格情報のお知らせ）

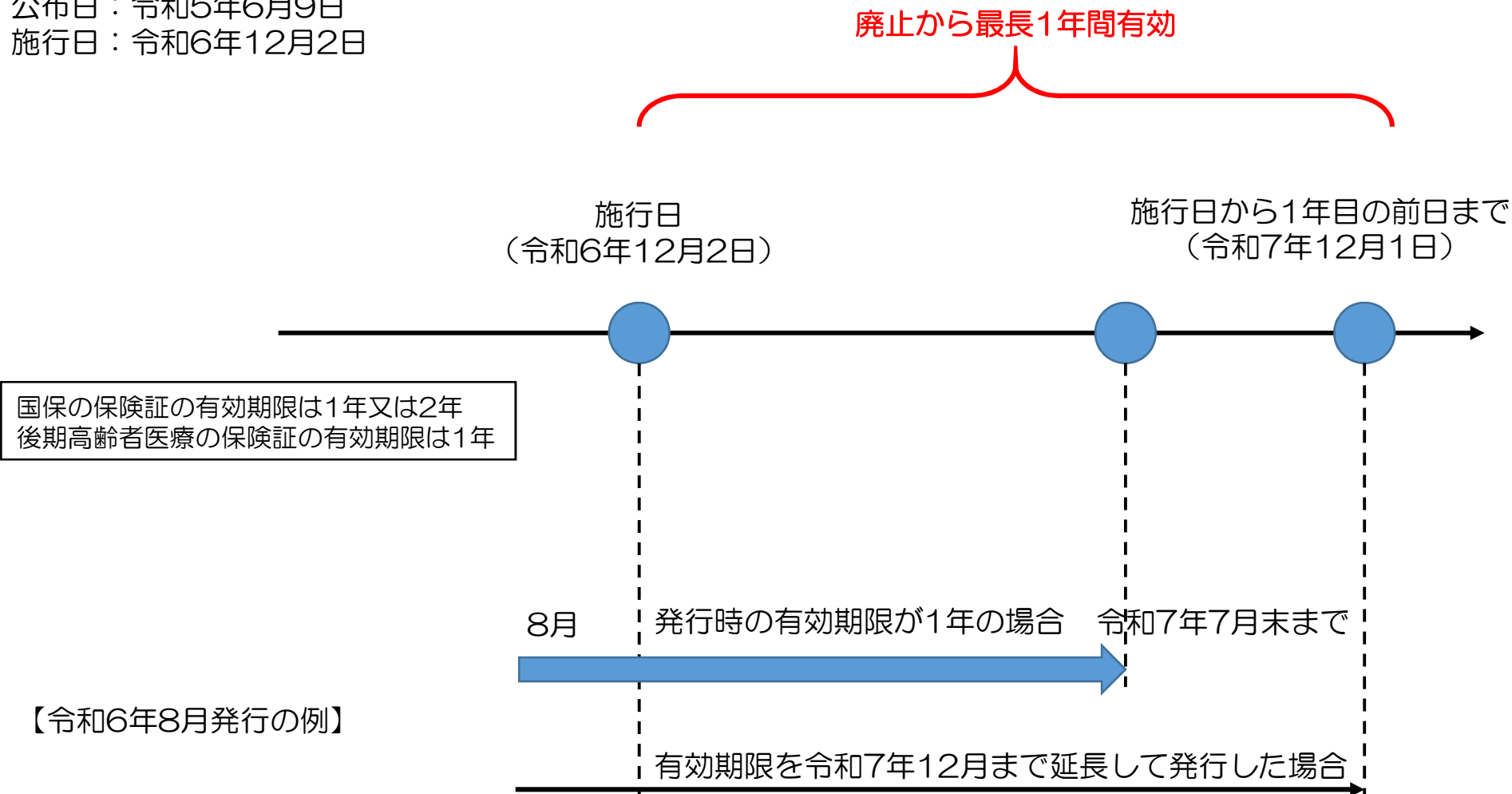
- 健康保険証の廃止に伴い、マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や負担割合の変更時等に交付する。
- 資格情報のお知らせの様式
 - ①A4型
 - ②二次元バーコードが記載され、読み込むことでマイナポータルからアクセスできる。
 - ③切り取り用の記載表示
- お知らせすべき情報
 - ・氏名
 - ・被保険者記号、番号、枝番、保険者番号、保険者名
 - ・負担割合、有効期限、発行期日（70歳以上の被保険者のみ）
 - ・適用開始年月日又は資格取得年月日、交付年月日
 - ・特別療養費の対象者である場合にはその旨
 - ・このお知らせのみでは医療機関等を受診できないこと
 - ・マイナポータルで自身の被保険者資格情報を確認でき、ダウンロードできること
- 交付対象者
マイナ保険証を保有している者。
ただし、資格確認書が交付された者は除く。

4. 健康保険証の取扱いについて

【マイナンバー法等の一部改正法】


- 発行済みの健康保険証については、健康保険証廃止後、1年間（有効期限が先に到来する場合は有効期限までの間）、有効とみなす経過措置を設けている。

公布日：令和5年6月9日
施行日：令和6年12月2日

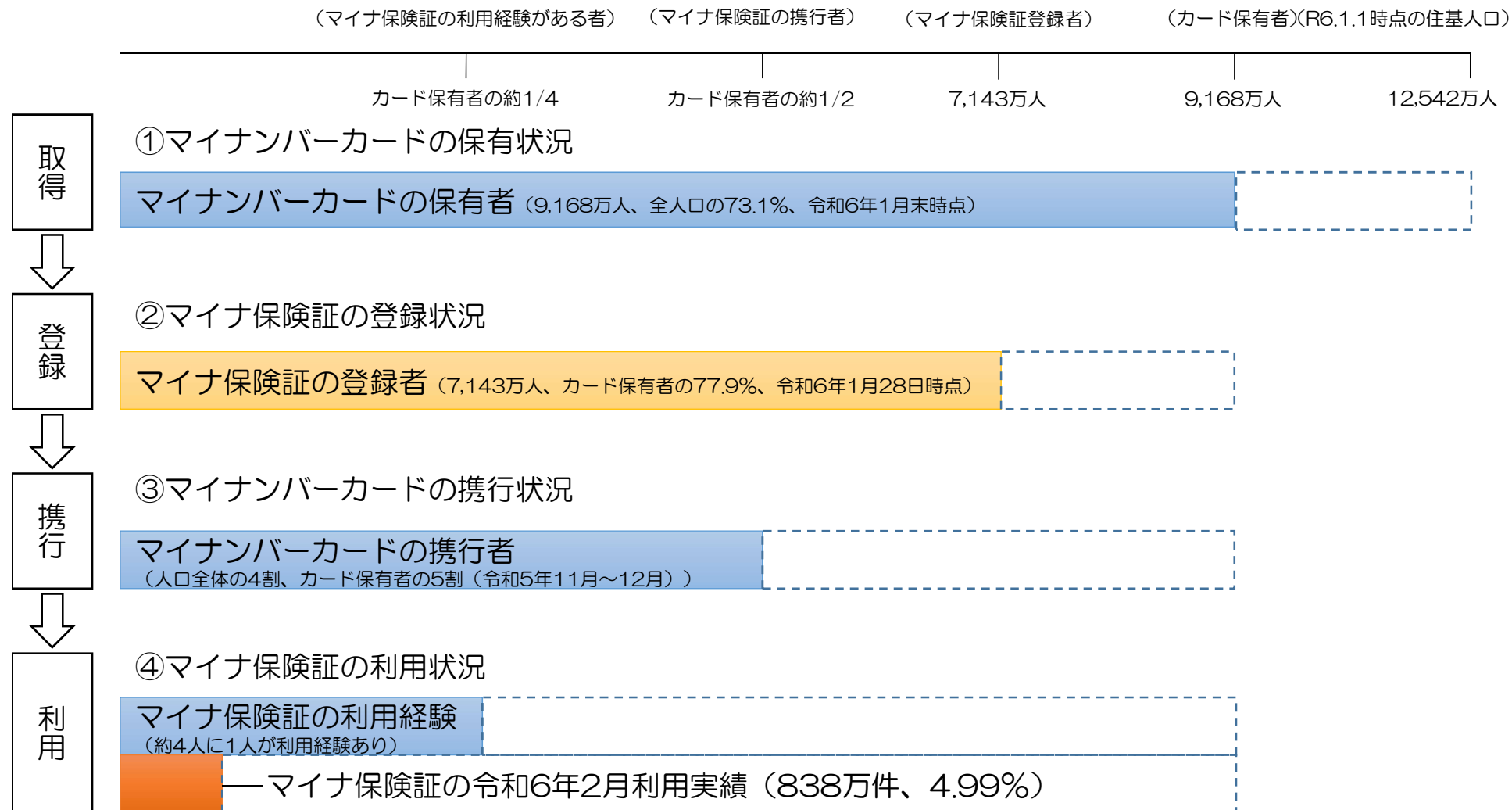


5. 被保険者への加入者情報の通知

- 送付の趣旨
個人番号がオンライン資格確認等システムに正確に登録されていることを「お知らせ」するために、個人番号の下4桁の情報を送付する。
- 送付の手法
保険証等に同封し送付
- 送付の対象者
全被保険者（世帯主に対して送付することを想定）
- 送付の時期
令和6年3月から10月までの間に保険証等を送付する場合に合わせて送付する。
- 様式例

111-2222 中央県A市B町1丁目2番345号 中央マンション 601号室 山田 太郎 様	中央 県 国民健康保険 被保険者証 有効期限令和 6年 7月 31日 記号 中央A 番号 0102 (枝番)02 氏 名 山田 花子 生 年 月 日 昭和 48年 1月 1日 性別 女 適用開始年月日 平成 30年 4月 1日 交付年月日 令和 5年 8月 1日 世帯主氏名 山田 太郎 住所 中央県A市B町1丁目2番345号 中央マンション 601号室 保険者番号 900010交付者名 A市 資格取得年月：平成 30年 4月 1日
カスタマバーコード	
簡易書留用バーコード	
(山田 花子 様分)	
A市 国保課 中央県A市2丁目1番1号	【大切なお知らせ】 保険証に表示されている、あなたの保険資格データは、国民健康保険制度のデータベースに登録されており、マイナ保険証をご利用いただける状態となっています。マイナ保険証をお持ちであれば、ぜひ、ご利用ください。 なお、国民健康保険制度のデータベースに登録されているあなたのマイナナンバーは、以下のとおりです。万一、異なっている場合には、〇〇市国民健康保険課までご連絡ください。 あなたの個人番号：**** * 5678

6. マイナ保険証の利用等に関する現状



	加入者数	マイナ保険証登録数	マイナ保険証による利用人数	マイナ保険証利用率
亀山市 (R6年1月時点)	7,632人	5,007人	754人	6.08%

7. 県内の状況及び対応方針（事務標準化・収納率向上部会より）

【資格確認書等に関する意向調査結果】

- 資格確認書の様式の県内統一について
 - 希望する : 24市町
 - 希望しない : 1市町
 - 未定・検討中 : 4市町

- 資格確認書の形状及び材質について

形状	<u>カード型</u> : <u>19市町</u>	材質	<u>紙</u> : <u>23市町</u>
	はがき型 : 1市町		プラスチック : 0市町
	未定・検討中 : 9市町		未定・検討中 : 6市町

- 既存の健康保険証の最終有効期限について
 - 既存の有効期限より1年間 : 26市町
 - 未定 : 3市町

- 資格確認書の有効期限について
 - 初年のみ調整、その後定期更新 : 4市町（うち、初年以降1年更新 : 3市町）
 - 1年～5年 : 7市町（うち、1年更新 : 7市町）
 - その他 : 2市町
 - 未定・検討中 : 16市町

- 被保険者資格証明書の発行実績について
 - 発行実績がある : 18市町
 - 発行実績がない : 11市町

7. 県内の状況及び対応方針（事務標準化・収納率向上部会より）

【「資格確認書の様式」の県内統一に係る議論にあたって】

- ほぼ全市町において、資格確認書の様式を統一したいという意向であることから、三重県としては、**資格確認書の様式について、県内統一する方向で調整**したい。
- 形状および材質については、様式を県内統一させるにあたり、ほぼ全ての市町において想定されている**「カード型」・「紙」での運用を基本**とする。（一部市町において、「はがき型」を想定している市町も存するものの、全体の調整の中で「カード型」の運用とすることも可能とのこと。）

【短期証廃止・資格確認書（特別療養費）】

- 意向調査にて提示された課題等について（抜粋）
 - ・ 資格確認書（特別療養費）の発行基準（対象基準）の県内統一が必要。市町間で対応に差があると問題の原因となる恐れがある。
 - ・ 特別療養費の支給に変更となることで、滞納者が子が子ども医療等の公費も適用されず窓口で10割を負担することになる恐れがある。
- ▶ 多くの市町で「特別療養費」に関する疑義や課題等について言及
- マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたマイナンバー法等改正法案（令和5年6月9日公布）
 - ・ 健康保険証の廃止に伴い、短期被保険者証の仕組みは廃止する。
 - ・ 長期にわたる保険税滞納者に対する保険税の納付を促す取組として、これまで行われてきた被保険者資格証明書書の交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行う。
- 資格確認書の様式等について（令和5年12月22日付け厚生労働省事務連絡）
 - ・ 事前通知の仕組みにおいても、現行の被保険者資格証明書と同様、機械的な運用を行うことなく、保険税の納付に資する取組や特別の事情の有無の把握等を適切に行った上で通知する仕組みとする。
 - ・ 運用の詳細等は、別途国において示す。

7. 県内の状況及び対応方針（事務標準化・収納率向上部会より）

【「特別療養費」の対象基準の標準化について】

- 「特別療養費の対象基準を定める必要がある」旨の意見をいただいていることから、事務標準化・収納率向上部会において標準化（要綱・要領化、基準化）について継続協議したい。
- 過年度の「短期証・資格証明書の標準化」議論において、「各市町で滞納要件や証の取扱いの基準が異なる」こと、「そもそも資格証明書を発行していない市町もある（11市町）」こと、「要綱・要領等に記載している項目が市町で異なる」こと等から、標準化に至っていない経緯が存する。
- また、国において、特別療養費の運用に関する詳細について、「別途示す」とされており、先立って標準化を進めることで、取扱いに齟齬が生じる可能性がある。

8. 本市の対応方針（案）

【今後の保険証の種類と負担割合】

<現行>

種類	対象者	負担割合
被保険者証 (一般証)	通常の家帯	2割又は3割
短期 被保険者証	<ul style="list-style-type: none"> 納付計画、納付相談がない場合（1ヵ月証） 納付計画はないが、相談等があり納付の意思を有すると認められる場合（3ヵ月証） 納付計画（1年以内の分納）があり、その分納を履行している場合、三重地方税管理回収機構に移管中の場合（6ヵ月証） 	2割又は3割
資格証明書	納付相談または指導に一向に応じず、所得若しくは資産を勘案すると税を納付する十分な能力があり、意図的に差押財産の名義変更を行うなど滞納処分を免れようとする場合	10割



<マイナ保険証一本化後>

種類	対象者	負担割合
マイナンバーカード	マイナ保険証 取得者	2割、3割又は10割
資格確認書	マイナ保険証 未取得者	2割、3割又は10割

○ 資格情報のお知らせ…資格情報把握のため、マイナ保険証取得者に交付。
※本様式単独では医療機関受診不可。

○ 特別療養費…特別療養費への該当基準及び事前通知については、検討中。

8. 本市の対応方針（案）

【資格確認書・資格情報のお知らせの運用案（※現時点での情報での運用案）】

区分	資格確認書	資格情報のお知らせ
対象者	マイナ保険証 未 取得者	マイナ保険証 取 得者
有効期間	原則1年間	原則1年間
様式	カード型	
記載項目	氏名・性別・生年月日・世帯主氏名 被保険者記号・番号・枝番 保険者番号・保険者名 適用開始年月日・交付年月日 負担割合・発行期日（70歳以上のみ） 有効期限・住所	氏名 被保険者記号・番号・枝番 保険者番号・保険者名 適用開始年月日・交付年月日 負担割合・有効期限・発行期日（70歳以上のみ） このお知らせのみでは受診不可の旨 等
申請の有無	原則申請が必要。 当分の間はマイナ保険証を保有していない者に職権交付。 マイナ保険証の利用登録を解除した場合や紛失等の場合は申請により交付。	新規資格取得時や負担割合の変更時に交付

8. 本市の対応方針（案）

【今後のスケジュール案】

令和6年8月1日 保険証一斉更新（有効期限：令和7年7月31日）

令和6年12月2日 改正マイナンバー法施行
⇒現行の保険証（新規発行）廃止



この間に社保離脱や転入等により、新たに本市の国民健康保険資格を取得した場合は、現行の保険証は発行されないため、マイナ保険証のない方には資格確認書を交付し、
マイナ保険証のある方には資格情報のお知らせを交付する。

令和7年7月31日 現行の保険証の有効期限到来

令和7年8月1日 マイナ保険証に移行・現行の保険証廃止
資格確認書又は資格情報のお知らせを一斉交付

令和5年度
国民健康保険事業特別会計決算状況

令和6年8月
市民文化部市民課
国民健康保険グループ

1. 令和5年度国民健康保険事業特別会計決算状況

【歳入】

(単位：千円)

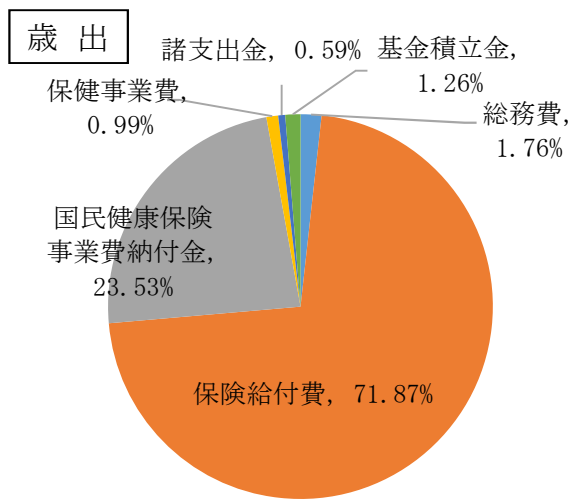
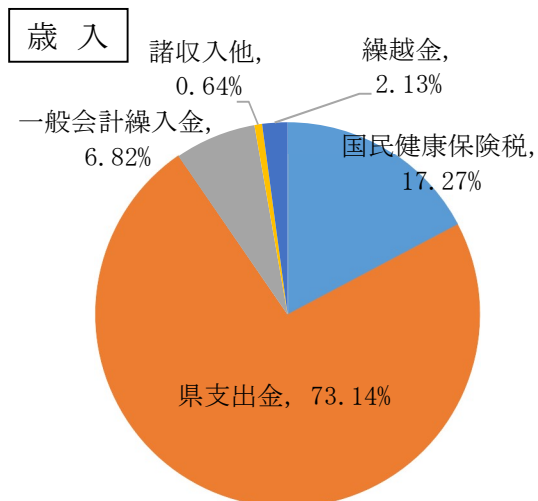
区 分	令和5年度 当初予算額	令和5年度 決算額	令和4年度 決算額	増減額	増減率 (%)
国民健康保険税	803,302	792,980	814,627	△21,647	△2.66
使用料及び手数料	15	5	6	△1	△15.00
国庫支出金	0	217	70	147	210.00
県支出金	3,636,729	3,358,527	3,384,210	△25,683	△0.76
一般会計繰入金	327,556	313,041	312,908	133	0.04
基金繰入金	0	0	81	△81	皆減
諸収入	18,402	28,881	14,838	14,043	94.64
財産収入	96	170	80	90	112.50
繰越金	0	97,914	99,681	△1,767	△1.77
歳入合計(A)	4,786,100	4,591,735	4,626,501	△34,766	△0.75

【歳出】

(単位：千円)

区 分	令和5年度 当初予算額	令和5年度 決算額	令和4年度 決算額	増減額	増減率 (%)
総務費	85,459	79,529	72,440	7,089	9.79
保険給付費	3,571,194	3,246,881	3,284,880	△37,999	△1.16
国民健康保険事業費納付金	1,063,205	1,063,203	1,014,300	48,903	4.82
共同事業拠出金	10	1	1	0	—
保健事業費	60,304	44,580	41,101	3,479	8.46
諸支出金	3,928	26,809	62,765	△35,956	△57.29
基金積立金	0	56,709	53,100	3,609	6.80
予備費	2,000	0	0	0	
歳出合計(B)	4,786,100	4,517,712	4,528,587	△10,875	△0.24

歳入計(A) - 歳出計(B)	0	74,023	97,914	△23,891	△24.40
-----------------	---	--------	--------	---------	--------



《 総括 》

歳入では、保険税収が 792,980 千円となり、国民健康保険の被保険者数の減少等により、令和 4 年度と比較して 21,647 千円 (2.66%) の減となった。また、県支出金は 3,358,527 千円となり、歳出の保険給付費が減となったことに伴い令和 4 年度と比較して 25,683 千円 (0.76%) 減となった。一方、諸収入は 28,881 千円となり、第三者行為による徴収金の発生により、令和 4 年度と比較して 14,043 千円 (94.64%) の増となった。

歳入決算総額は 4,591,735 千円で、令和 4 年度と比較して 34,766 千円 (0.75%) の減となり、構成比は、県支出金が歳入全体の 73.14% を占め、次いで保険税が 17.27% となった。

歳出では、保険給付費が 3,246,881 千円となり、歳入に同じく被保険者数の減少と様々な保険事業の取組の成果から令和 4 年度と比較して 37,999 千円 (1.16%) の減、また諸支出金についても、26,809 千円となり 35,956 千円 (57.29%) の減となった。一方、国民健康保険事業費納付金は 1,063,203 千円となり、激変緩和措置が前年度と比較して 57,577 千円 (37.53%) 縮小となったことから 48,903 千円 (4.82%) の増となった。

歳出決算総額は 4,517,712 千円で令和 4 年度と比較して 10,875 千円 (0.24%) の減となり、構成比は、保険給付費が歳出全体の 71.87% を占め、次いで国民健康保険事業費納付金が 23.53% となった。

総じて、令和 5 年度の決算状況は、歳入歳出差引額は 74,023 千円の黒字決算となり、運営基金については 56,709 千円の積立を行い、令和 5 年度末で 182,178 千円となった。一方で、年々減少する被保険者数による歳入減、激変緩和期間の終了に伴う歳出増により、繰越金を除いた単年度収支としては 23,891 千円の赤字となっており、今後は歳出に見合う財源の確保や保険事業及び医療費適正化の取組を一層推進し、国民健康保険事業の安定化や持続可能性の確保を図る必要がある。

国民健康保険事業費納付金（激変緩和）推移

（単位：円）

年度	前年度 納付金額	納付金額						前年度 納付金 追加加算分	激変緩和後 ② - ⑥ + ⑦
		補てん前	激変緩和	財政安定化基金		公費補填等	前年度 納付金 追加加算分		
			公費補填 (国・県)	激変緩和分	決算剰余金等	激変緩和分 合計③+④+⑤			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		
R 1	1,135,985,115	1,245,740,595	91,048,890	0	0	91,048,890	0	1,154,691,705	
R 2	1,154,691,705	1,205,192,460	100,357,782	0	0	100,357,782	0	1,104,834,678	
R 3	1,104,834,678	1,191,763,182	86,554,905	0	17,023,000	103,577,905	0	1,088,185,277	
R 4	1,088,185,277	1,167,598,378	68,376,516	18,178,000	66,849,000	153,403,516	105,473	1,014,300,335	
R 5	1,014,300,335	1,159,029,459	69,374,525	19,922,819	6,529,465	95,826,809	0	1,063,202,650	

基金の状況（国民健康保険事業運営基金）

（単位：円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初基金①	649,633	10,649,633	26,449,633	72,449,633	125,468,633
基金積立額②	10,000,000	15,800,000	46,000,000	53,100,000	56,709,000
基金取崩額③	0	0	0	81,000	0
年度末基金 ① + ② - ③	10,649,633	26,449,633	72,449,633	125,468,633	182,177,633

《令和5年度の主な取組》

国民健康保険事業の健全な財政運営に向けた取組を次のとおり実施した。

(1) 国民健康保険税収納対策の取組

①令和4年度から市における収納部門を一元化するとともに、弁護士による収納支援業務の委任に加え、収納対策として徴収専任の一般任期付短時間勤務職員を配置すること等、収納体制を強化することにより、令和5年度の収納率が1.32ポイント上昇し、収納率の向上が図られた。

	令和5年度収納率	令和4年度収納率	比較
現年課税分	94.40%	94.15%	0.25ポイント
滞納繰越分	25.91%	23.50%	2.41ポイント
合計	81.05%	79.73%	1.32ポイント

(2) 保健事業の取組

「第2期国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、1日人間ドック・脳ドック、特定健康診査・特定保健指導等の保健事業に加え、関係部署と連携するとともに、医師会等関係機関の協力を得て、生活習慣病重症化予防として「糖尿病性腎症重症化予防事業」等を実施した。

また、令和4年度から「重複・多剤服用対象者通知事業」、令和5年度からは、「生活習慣病重症化予防事業」を新たに実施し、医療費の適正化に取り組んだ。

①特定健康診査未受診者対策

令和4年度から、特定健康診査自己負担額の無料化を実施するとともに、診療報酬明細書等を用いて特定健診対象者の現状分析を行い、ナッジ理論を活用した効果的な6パターンの受診勧奨の通知を送付した。

さらに、医師会と連携し、医療機関で受診勧奨チラシの配布を実施した。また、健診結果提供者に対するインセンティブ事業として、人間ドック（市で実施するものを除く）や職場の健診結果を提供した被保険者に対して記念品（クオカード500円分）を贈呈するなどして受診率向上に努め、昨年度より1.7ポイント上昇した。

特定健康診査受診率（速報値）

	令和5年度	令和4年度	比較
特定健康診査	41.7%	40.0%	1.7ポイント

※令和4年度法定報告値（確定値）40.4%

②特定保健指導未利用者対策

特定保健指導未利用者に対し、コールセンターによる利用勧奨を実施するとともに、特定保健指導対象者へ特定健康診査結果より算出した対象者ごとの「健康年齢」のお知らせと生活習慣病改善の機会を通知し、特定保健指導の利用を促した。

また、特定保健指導未利用者を対象としたイベント型の測定会を実施し、特定保健指導の利用率向上を図ったが、昨年度より4.0ポイント低下し、今後更なる周知啓発等が必要である。

特定保健指導利用率（速報値）

	令和5年度	令和4年度	比較
特定保健指導	19.4%	23.4%	△4.0ポイント

※令和4年度法定報告値（確定値）23.8%

※1日人間ドック・脳ドック、特定健康診査・特定保健指導にかかる受診者数等については、16ページ以降に詳細を掲載。

③糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病又はその疑いのある被保険者を対象とし、糖尿病性腎症の重症化予防等を目的に医師会・市立医療センターと連携して保健指導を実施した。

	令和5年度	令和4年度
受診勧奨	28人	18人
保健指導	1人	2人

④後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用促進

保険証の送付時等にジェネリック医薬品の希望シールを配布するとともに、ジェネリック利用差額通知を2月に送付し、令和5年度の使用割合を令和4年度と比較すると1.2ポイント上昇しており、利用促進を図ることができた。

	令和5年度	令和4年度
差額通知送付件数	162件	197件
年間効果額	約14万円	約15万円

ジェネリック医薬品使用割合

	令和5年度	令和4年度
亀山市	82.9%	81.7%

⑤重複・多剤服用対象者通知事業

重複・多剤状態の国民健康保険被保険者に対して、服薬状態を把握し適切な服薬を促すことを目的に通知事業を実施し、薬剤種類数が減少するなどの改善が図られた。なお、特に薬剤数が多い人に対しては薬剤師及び保健師等が訪問等するなどして指導を行った。

	令和5年度	令和4年度
通知送付件数	99件	99件
指導件数	5件	3件

⑥生活習慣病重症化予防事業

令和5年度から生活習慣病（高血圧・脂質異常症・糖尿病・腎臓病・脳血管疾患）の治療中断者が、将来、重症化しないよう医療受診へつなげることを目的に受診勧奨を実施し、再受診へとつながった。

	令和5年度
受診勧奨通知発送数	26名
うち医療機関を受診した者	17名

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の対応として、国民健康保険税の減免と傷病手当の支給を実施したが、令和5年度に関しては、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症を第5類感染症に位置付ける方針が示されたため、国民健康保険税の減免については、令和4年度課税分まで、傷病手当金の適用期間は、令和5年5月7日までが対象となった。

	令和5年度		令和4年度	
国民健康保険税減免	0件	0円	10件	1,044,900円
傷病手当金	1件	4,027円	20件	635,412円

(4) 国民健康保険税の未就学児に係る均等割額の軽減

令和4年度より子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、国民健康保険に加入する未就学児の国民健康保険税の均等割額の5割軽減を実施した。

	令和5年度	令和4年度
未就学児数	195人	214人
対象世帯数	154世帯	163世帯
軽減額	1,838,808円	1,973,143円

(5) 産前産後期間に係る国民健康保険税の軽減

令和6年1月から子育て世帯の負担軽減・次世代育成支援を図るため、国民健康保険被保険者が、出産予定又は出産した場合に産前産後期間の国民健康保険税の所得割及び均等割の軽減を実施した。

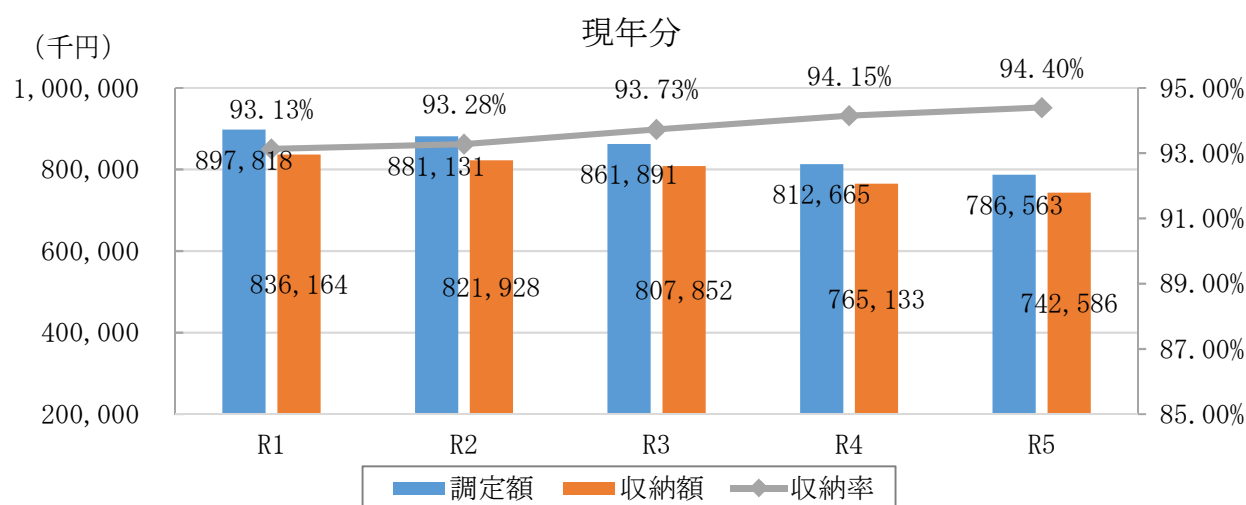
	令和5年度
対象世帯数	5世帯
軽減額	94,262円

2. 国民健康保険税の調定額・収納額の状況

【現年分】

(単位：円)

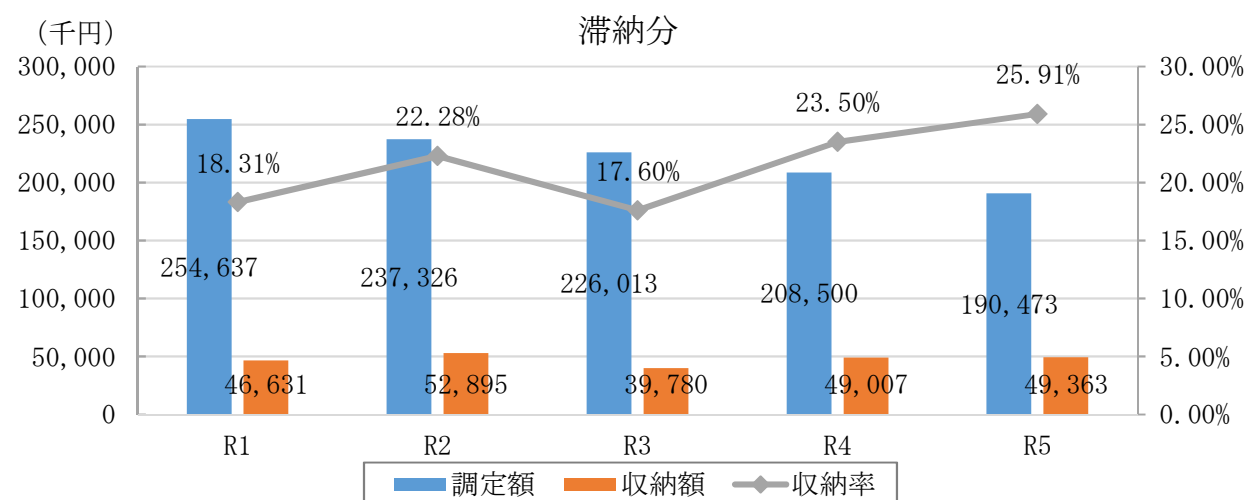
年 度	調 定 額	収 納 額	収 納 率	調 定 伸 率
令和元年度	897,818,000	836,164,438	93.13%	5.65%
令和2年度	881,131,100	821,927,800	93.28%	△1.86%
令和3年度	861,891,100	807,851,754	93.73%	△2.18%
令和4年度	812,665,200	765,132,867	94.15%	△5.71%
令和5年度	786,563,100	742,586,233	94.40%	△3.21%



【滞納分】

(単位：円)

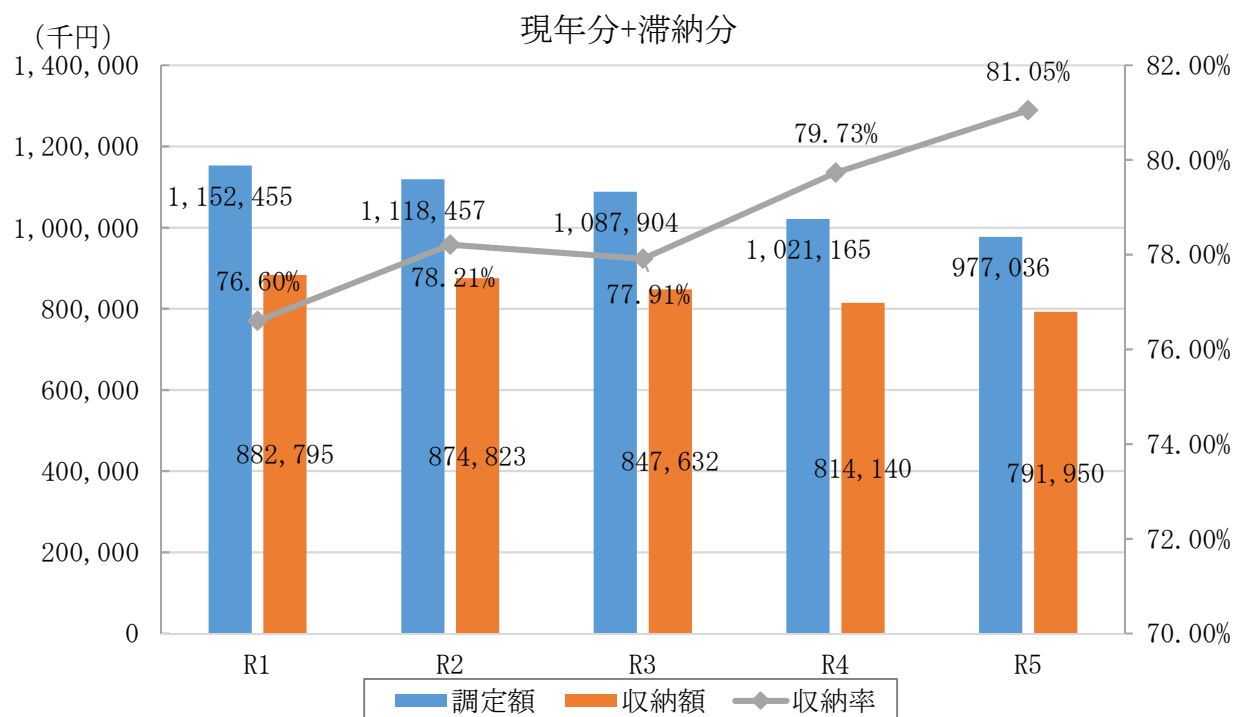
年 度	調 定 額	収 納 額	収 納 率	調 定 伸 率
令和元年度	254,636,633	46,631,018	18.31%	△10.12%
令和2年度	237,326,018	52,894,737	22.28%	△6.80%
令和3年度	226,013,247	39,780,045	17.60%	△4.77%
令和4年度	208,499,521	49,007,142	23.50%	△7.75%
令和5年度	190,472,907	49,363,395	25.91%	△8.65%



【現年分+滞繰分】

(単位：円)

年 度	調 定 額	収 納 額	収 納 率	調 定 伸 率
令和元年度	1,152,454,633	882,795,456	76.60%	1.70%
令和2年度	1,118,457,118	874,822,537	78.21%	△2.95%
令和3年度	1,087,904,347	847,631,799	77.91%	△2.73%
令和4年度	1,021,164,721	814,140,009	79.73%	△6.13%
令和5年度	977,036,007	791,949,628	81.05%	△4.32%



【令和5年度（現年分）納付方法別収納明細】

(単位：円)

	納付書分	口座分	特徴分	合計
収納金額	248,683,183	367,999,650	126,919,700	743,602,533
割合	33.44%	49.49%	17.07%	100.00%

令和5年度における現年分の調定額については786,563千円で、収納額は742,586千円となり、収納率は94.40%で前年度比0.25ポイントの増となった。

滞繰分の調定額は、年々減少しており令和5年度の調定額は190,473千円で、前年度と比較し8.65%の減となった。また、収納額は49,363千円で収納率は25.91%となった。

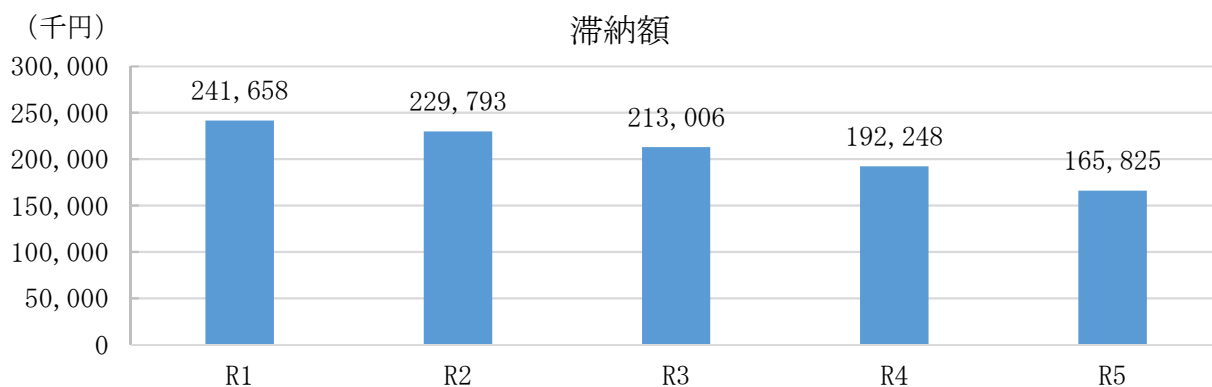
現年分と滞繰分を併せてみると、令和4年度と比べ調定額・収納額ともに減少したが、収納率は81.05%で前年度比1.32ポイントの増となった。

納付方法については、口座振替、コンビニ収納等に加えてキャッシュレス社会に対応する納付環境を整備し、納税環境の充実を図った。

3. 国民健康保険税滞納額の状況

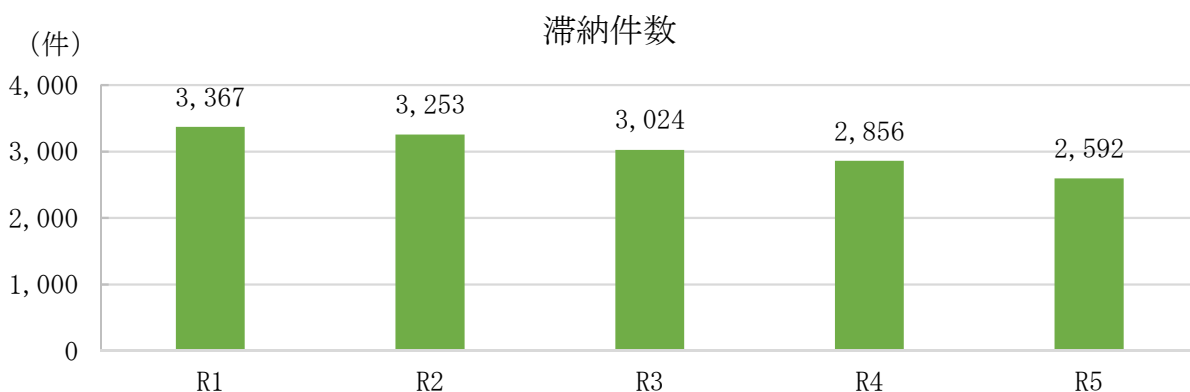
【滞納額】 (単位：円)

年 度	滞 納 額	伸 び 率
令和元年度	241,658,318	△6.83%
令和2年度	229,792,547	△4.91%
令和3年度	213,005,921	△7.31%
令和4年度	192,248,307	△9.75%
令和5年度	165,824,501	△13.74%



【滞納件数】 (単位：件)

年 度	滞 納 件 数	伸 び 率
令和元年度	3,367	△7.32%
令和2年度	3,253	△3.39%
令和3年度	3,024	△7.04%
令和4年度	2,856	△5.56%
令和5年度	2,592	△9.24%



滞納額は年々減少しており、令和5年度は165,825千円で前年度比13.74%の減となった。要因としては令和4年度から市において収納部門を一元化して国保税徴収に取り組んだことによるものである。滞納件数についても同様に年々減少しており、令和5年度においては2,592件で前年度比9.24%の減となった。

4. 滞納処分件数の状況

【滞納処分件数】

(単位：件)

年 度	納税誓約	債務承認	差 押	捜 索	交付要求	公 売
令和元年度	36	21	(23) 30	0	1	0
令和2年度	10	24	(17) 30	0	2	0
令和3年度	6	12	(9) 37	0	10	0
令和4年度	23	55	59	0	13	0
令和5年度	13	32	59	0	13	0

※ () 書きの差押件数については、国保グループ（保険年金室）単独分

【短期被保険者証等交付状況】

(単位：件)

年 度	資 格 証	1 か月証	3 か月証	6 か月証	計
令和元年度	0	268	43	107	418
令和2年度	0	310	31	74	415
令和3年度	0	279	68	65	412
令和4年度	0	135	170	134	439
令和5年度	0	62	201	135	398

【令和5年度督促状・催告状発送件数】 (単位：件)

	件 数
督 促 状	5,720
催 告 状	1,162

【令和5年度差押状況】

(単位：件)

不 動 産	預 金	生保・損保	そ の 他	換 価 額
6	22	3	28	9,805,523 円

※その他は、給与・年金・売掛等の差押

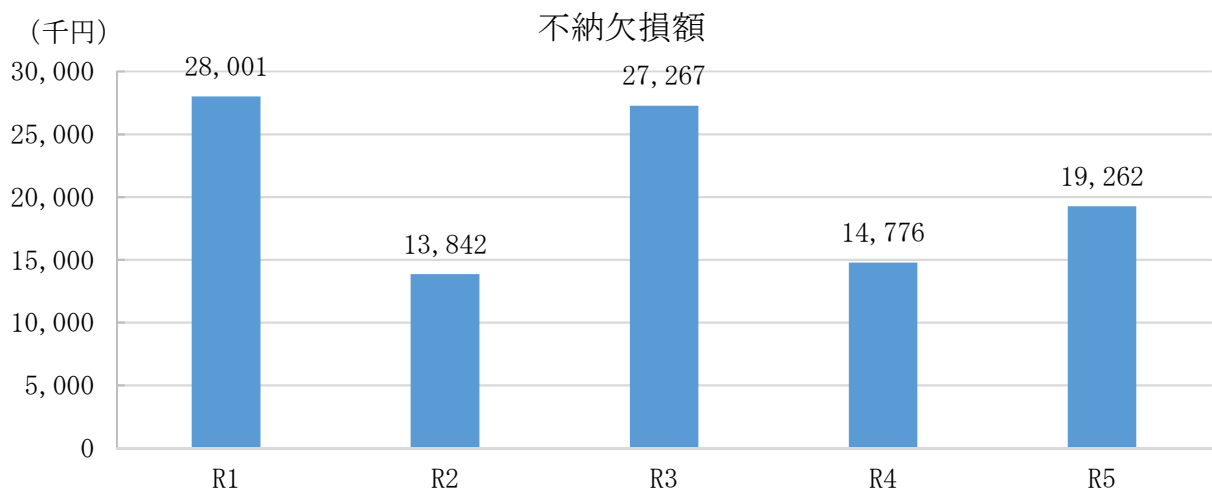
滞納者については、1・3・6か月の有効期間の短期被保険者証を交付し、定期的に窓口で更新することで状況確認、折衝機会の確保に努めた。また、預金や給与、年金など差押の滞納処分と滞納者から納税誓約を取るなどして消滅時効にならないための措置も併せて行った。

困難・高額な事案については、三重地方税管理回収機構への移管及び弁護士による収納支援業務の委任に加え、令和4年度から徴収業務を収納対策グループへ一元化したことにより収納率の向上に努めた。

5. 国民健康保険税不納欠損の状況

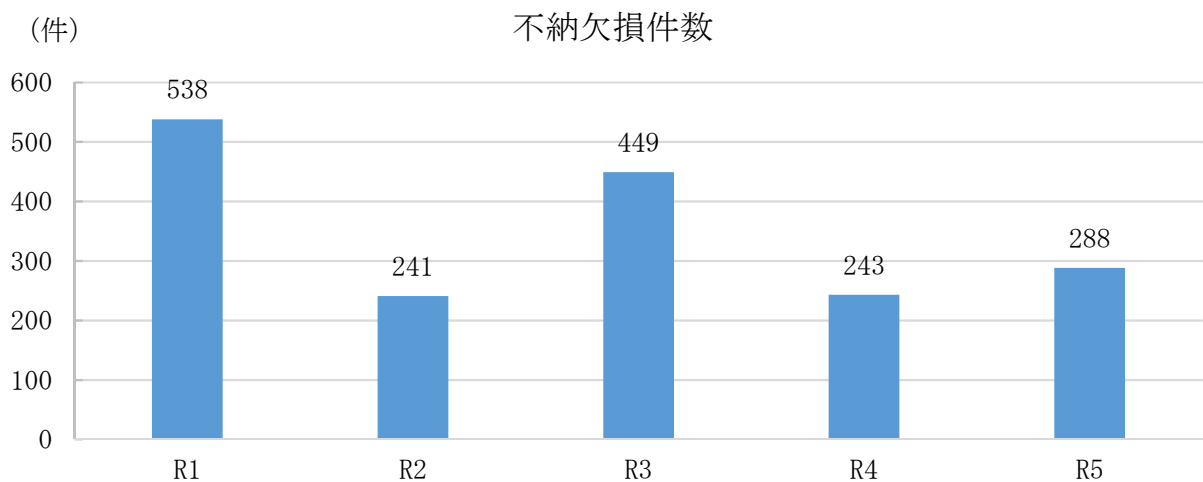
【不納欠損額】 (単位：円)

年 度	不納欠損額	伸 び 率
令和元年度	28,000,859	△1.32%
令和2年度	13,842,034	△50.57%
令和3年度	27,266,627	96.98%
令和4年度	14,776,405	△45.81%
令和5年度	19,261,878	30.36%



【不納欠損件数】 (単位：件)

年 度	不納欠損件数	伸 び 率
令和元年度	538	15.45%
令和2年度	241	△55.20%
令和3年度	449	86.31%
令和4年度	243	△45.88%
令和5年度	288	18.52%



【事由別件数】

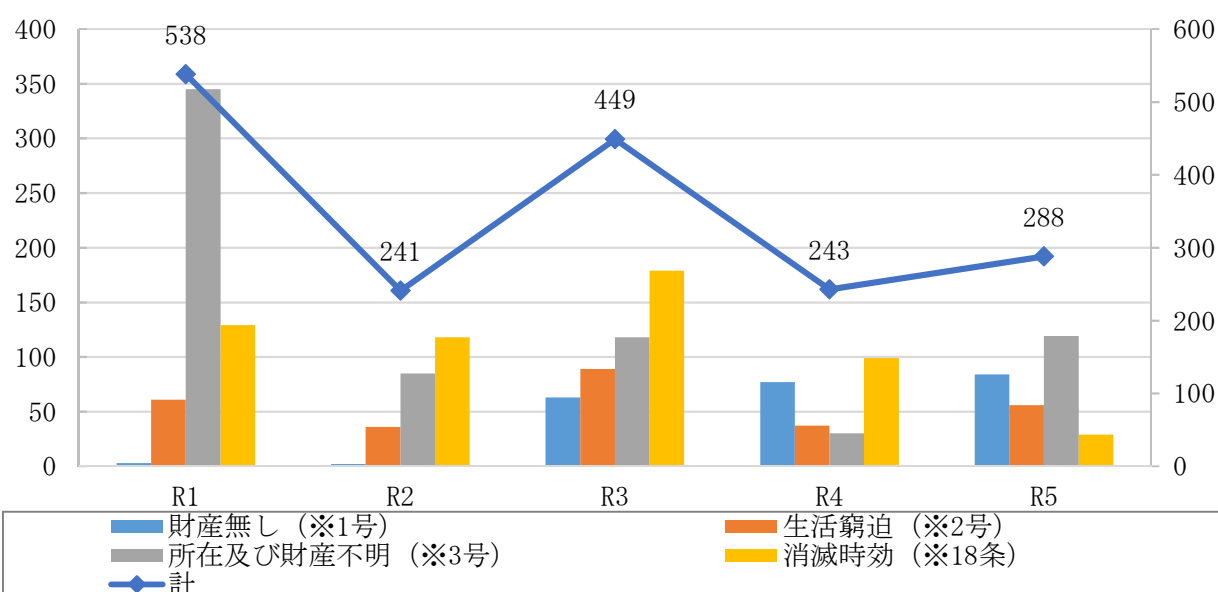
(単位：件)

年 度	財産無し (※1号)	生活窮迫 (※2号)	所在及び財産 不明 (※3号)	消滅時効 (※18条)	計	伸び率
令和元年度	3	61	345	129	538	15.45%
令和2年度	2	36	85	118	241	△55.20%
令和3年度	63	89	118	179	449	86.31%
令和4年度	77	37	30	99	243	△45.88%
令和5年度	84	56	119	29	288	18.52%

(事由別・件)

事由別件数

(全体・件)



【不納欠損の条文別件数】

(単位：件：円)

	件 数	金 額
3年経過 (※15の7④)	254	18,061,178
即時消滅 (※15の7⑤)	5	642,100
消滅時効 (※18①)	29	558,600
合 計	288	19,261,878

令和5年度の不納欠損額は、件数は288件、19,262千円で令和4年度と比較して45件、4,485千円の増となった。

事由別においては、消滅時効29件、所在及び財産不明119件、生活窮迫56件、財産無し84件となった。

※滞納処分の執行停止の要件等…地方税法第15条の7第1項第1号（財産無し）、第2号（生活窮迫）、第3号（所在及び財産不明）、第4項（執行停止3年経過による消滅）、第5項（執行停止における即時消滅）

※地方税の消滅時効…地方税法第18条第1項

6. 国民健康保険被保険者数の状況

【国民健康保険被保険者数】

(単位：世帯：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世帯数	5,834	5,764	5,711	5,556	5,310
被保険者数	9,103	8,887	8,760	8,405	7,942
うち前期高齢者	4,620	4,620	4,674	4,494	4,188
前期高齢者の割合	50.75%	51.99%	53.36%	53.47%	52.73%

※各年度平均被保険者数

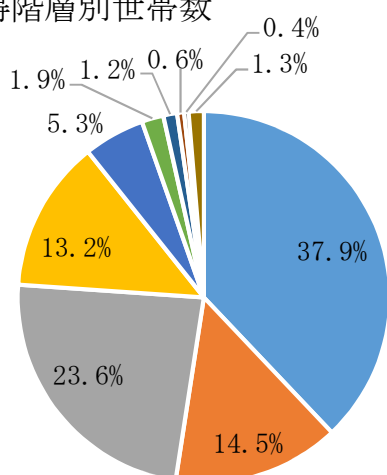
被保険者数は、平成30年度以降減少を続け、令和5年度は7,942人、うち前期高齢者は4,188人となっている。被保険者数に占める前期高齢者の割合は、令和5年度で52.73%となっている。

【令和5年度所得階層別世帯数及び保険税額】

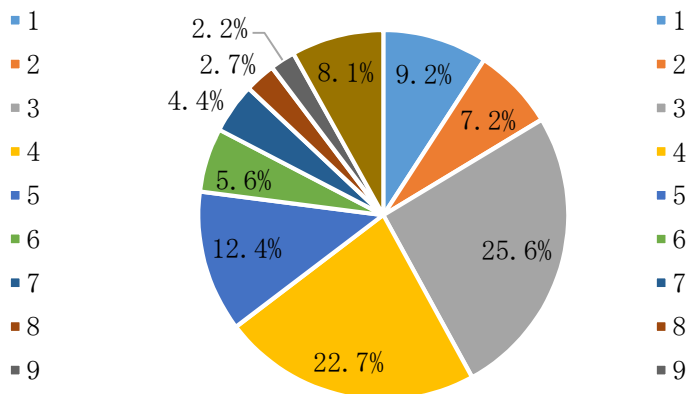
(単位：世帯：円)

	所得階層	世帯数	割合	税額	割合
1	430,000円	1,835	37.9%	64,077,900	9.2%
2	430,001円～1,000,000円	702	14.5%	50,145,100	7.2%
3	1,000,001円～2,000,000円	1,143	23.6%	179,703,800	25.7%
4	2,000,001円～3,000,000円	641	13.2%	158,660,900	22.7%
5	3,000,001円～4,000,000円	259	5.3%	86,944,300	12.4%
6	4,000,001円～5,000,000円	91	1.9%	39,131,100	5.6%
7	5,000,001円～6,000,000円	60	1.2%	30,488,300	4.4%
8	6,000,001円～7,000,000円	31	0.6%	19,157,100	2.7%
9	7,000,001円～8,000,000円	20	0.4%	15,420,700	2.2%
10	8,000,001円～	64	1.3%	56,526,200	8.1%
	計	4,846	100.0%	700,255,400	100.0%

所得階層別世帯数



所得階層別保険税額

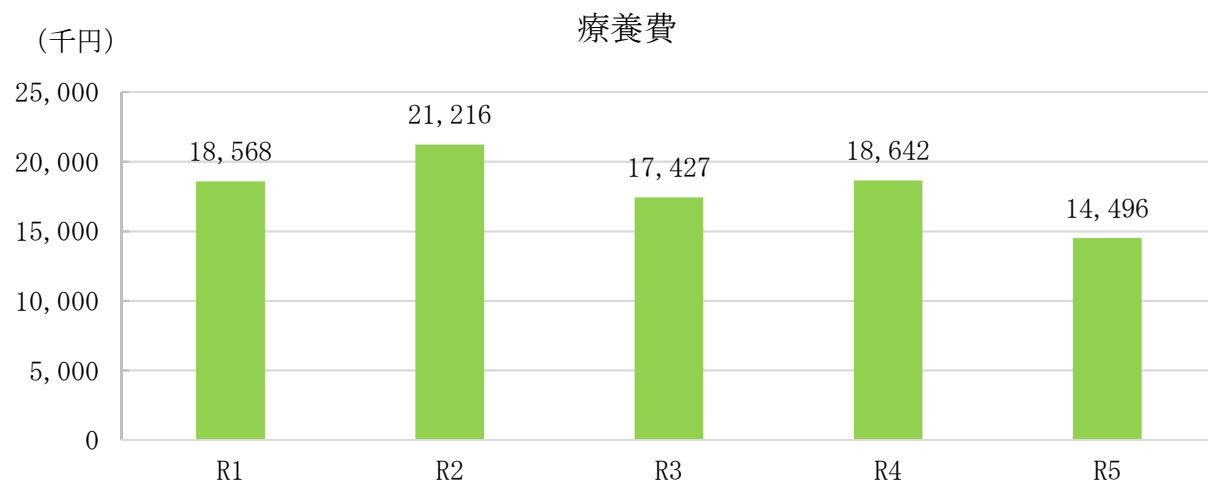
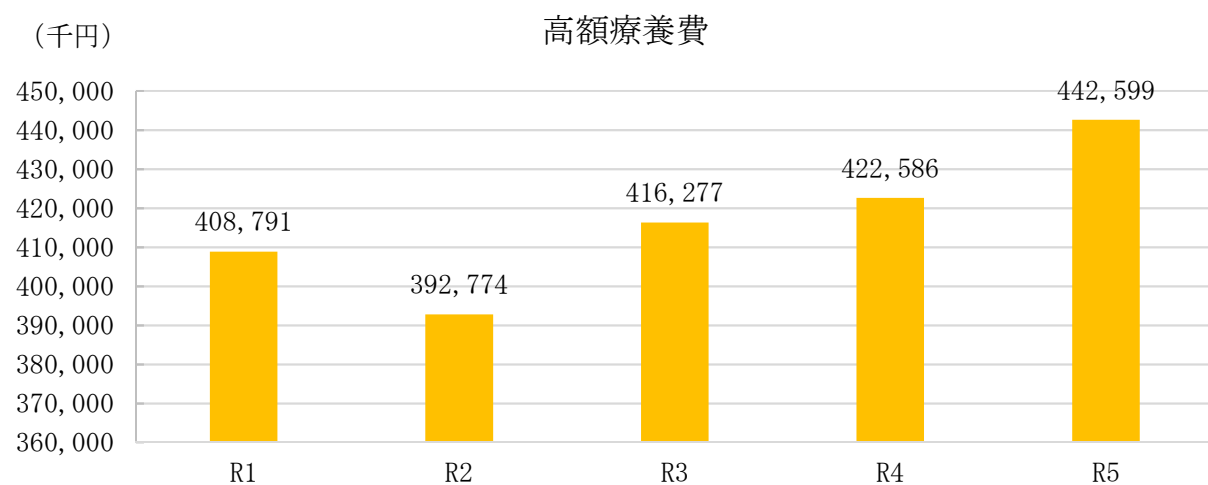
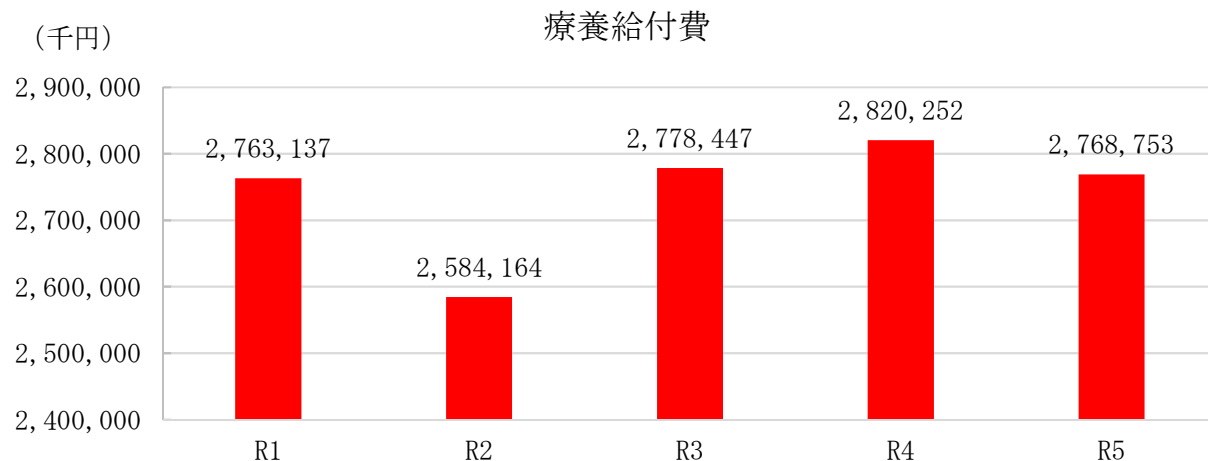


所得階層別で世帯をみると、所得43万円以下の世帯が37.9%、所得200万円以下の世帯数が76.0%を占める状況であり、令和4年度と比較してそれぞれ、9.2ポイント、7.0ポイントの増となり、所得200万円以下の所得階層別の世帯の占める割合は増えており、国保加入世帯の所得状況が高くないことが分かる。

7. 国民健康保険医療費の状況

(単位：円)

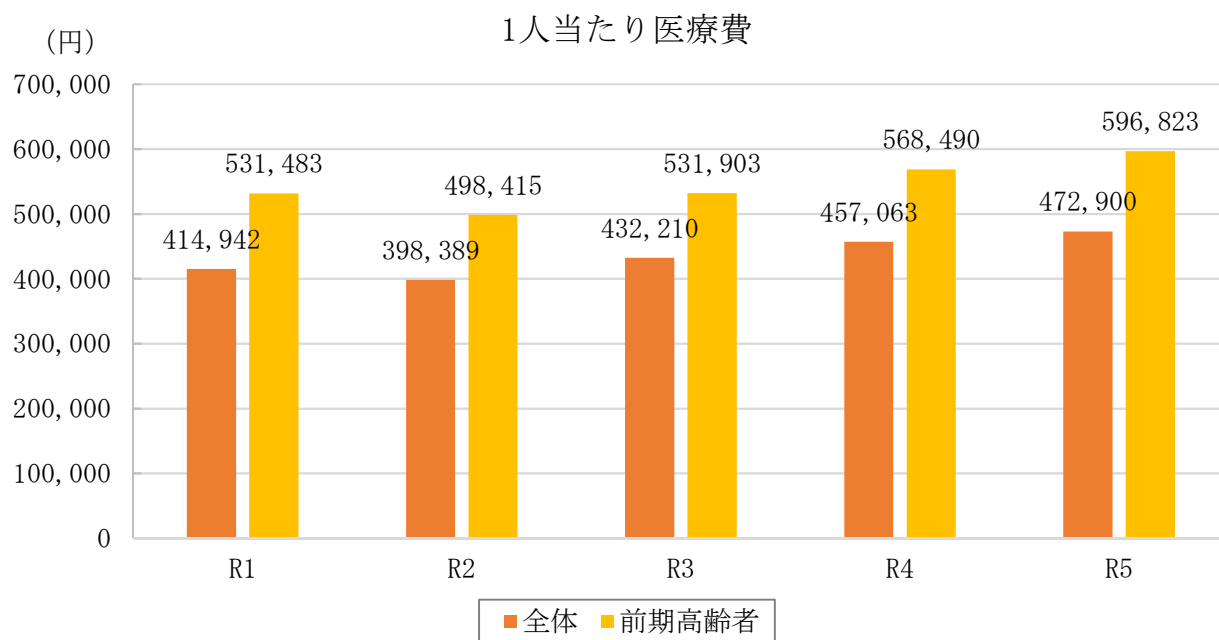
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養給付費	2,763,136,652	2,584,163,953	2,778,446,531	2,820,252,222	2,768,753,444
高額療養費	408,790,634	392,774,147	416,277,457	422,585,781	442,598,687
療養費	18,567,775	21,216,330	17,427,239	18,642,491	14,495,780



【1人当たり医療費】

(単位：円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全体	414,942	398,389	432,210	457,063	472,900
伸び率	8.1%	△4.0%	8.5%	5.8%	3.5%
前期高齢者	531,483	498,415	531,903	568,490	596,823
伸び率	8.0%	△6.2%	6.7%	6.9%	5.0%



令和5年度における療養給付費については、令和4年度に比べ51,499千円の減となり2,768,753千円となった。

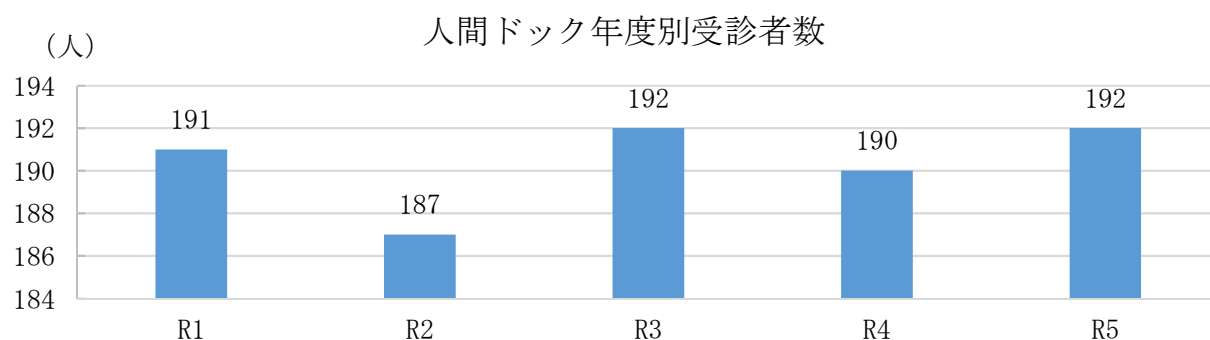
また、1人当たり医療費は472,900円となり、令和4年度より3.5%の増となった。前期高齢者の1人当たり医療費も596,823円となり、令和4年度に比べ5.0%の増となった。

医療費が増加した要因として、令和4年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響等からの受診控えが緩和されたほか、被保険者の高齢化の影響や医療の高度化等が考えられる。

8. 人間ドック・脳ドックの受診状況

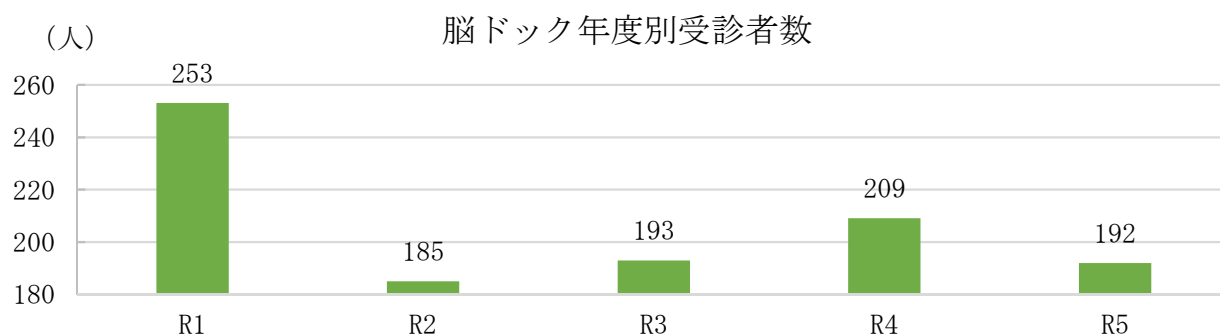
【人間ドック年度別受診者数】（単位：人）

年 度	受 診 者 数	定 員
令和元年度	191	200
令和2年度	187	200
令和3年度	192	200
令和4年度	190	200
令和5年度	192	200



【脳ドック年度別受診者数】（単位：人）

年 度	受 診 者 数	定 員
令和元年度	253	280
令和2年度	185	280
令和3年度	193	280
令和4年度	209	280
令和5年度	192	280



人間ドック・脳ドックともに、「健康づくりのてびき」に案内を掲載し、郵送による申し込みを行った。

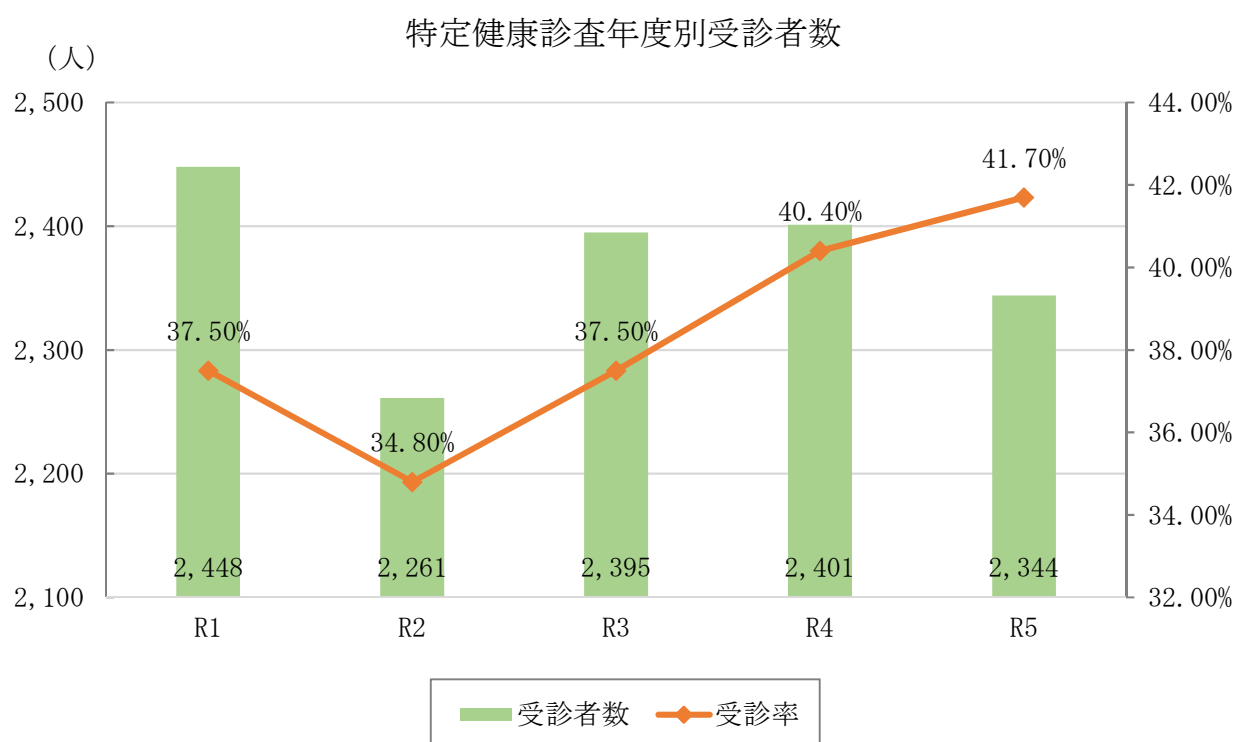
人間ドックは、平成30年度に定員を100人から200人に拡大しており、令和5年度も定員を上回る238人の申し込みがあり、192人が受診した。また、脳ドックについては、追加募集を行い、定員280人に対し192人が受診したことで、受診者の健康増進が図られた。

9. 特定健康診査・特定保健指導の状況

【特定健康診査年度別受診者数】

(単位：人)

年 度	受 診 者 数	対 象 者 数	受 診 率	
令和元年度	2,448	6,526	37.5%	(法定報告値)
令和2年度	2,261	6,489	34.8%	(法定報告値)
令和3年度	2,395	6,383	37.5%	(法定報告値)
令和4年度	2,401	5,937	40.4%	(法定報告値)
令和5年度	2,344	5,621	41.7%	(R6.3.31 現在速報値)



【特定保健指導年度別利用（実施）者数】

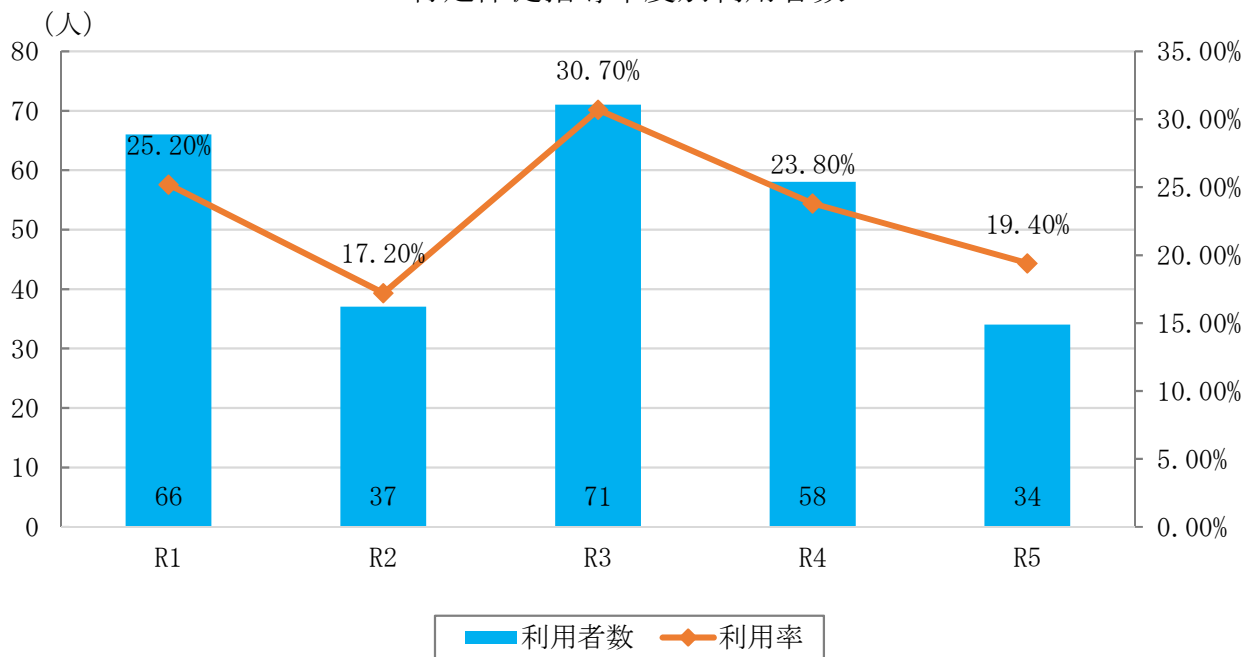
(単位：人)

年 度	利用（実施）者数	対象者数	利用（実施）率	
令和元年度	66 (59)	262	25.2 (22.5) %	(法定報告値)
令和2年度	37 (32)	215	17.2 (14.9) %	(法定報告値)
令和3年度	71 (67)	231	30.7 (29.0) %	(法定報告値)
令和4年度	58 (48)	244	23.8 (19.7) %	(法定報告値)
令和5年度	34	175	19.4%	(R6.3.31 現在速報値)

※利用…初回の特定保健指導を利用

※実施…特定保健指導を終了（途中脱落を除く）

特定保健指導年度別利用者数



特定健康診査の受診者は、令和5年度対象者数は5,621人、受診者数2,344人、受診率41.7%となった。特定保健指導においては、令和5年度対象者数が175人、利用者数が34人、利用率は19.4%となった。

国民健康保険事業年度比較表（令和 5・4 年度）

区 分		単位	令和 5 年度	令和 4 年度	伸 び 率	備 考
市 勢	世 帯 数	① 世帯	22,400	22,223	0.8%	年度末現在
	人 口	② 人	49,177	49,292	△ 0.2%	
国 民 健 康 保 険	加 入 世 帯	③ 世帯	5,212	5,401	△ 3.5%	年度末現在
		④ 世帯	5,310	5,556	△ 4.4%	年度平均
	加 入 率	⑤ %	23.3	24.3	△ 1.0 ポイント	③ / ① × 100
	被 保 険 者 数	⑥ 人	7,746	8,119	△ 4.6%	年度末現在
		⑦ 人	7,942	8,405	△ 5.5%	年度平均
加 入 率	⑧ %	15.8	16.5	△ 0.7 ポイント	⑥ / ② × 100	
保 険 税	年 間 調 定 額	⑨ 円	786,563,100	812,665,200	△ 3.2%	
	1 世帯当たりの保険税	⑩ 円	148,129	146,268	1.3%	⑨ / ④
	1 人当たりの保険税	⑪ 円	99,038	96,688	2.4%	⑨ / ⑦
医 療 費	医 療 費	⑫ 件	159,161	165,655	△ 3.9%	
		⑬ 円	3,755,775,053	3,841,612,757	△ 2.2%	
	1 人当たりの医療費	⑭ 円	472,900	457,063	3.5%	⑬ / ⑦
	1 件当たりの医療費	⑮ 円	23,597	23,190	1.8%	⑬ / ⑫
	1 人当たりの受診回数	⑯ 回	20.0	19.7	1.5%	⑫ / ⑦
特 定 健 康 診 査	対 象 者 数	⑰ 人	5,621	6,004	△ 6.4%	
	受 診 者 数	⑱ 人	2,344	2,401	△ 2.4%	
	受 診 率	⑲ %	41.7	40.0	1.7 ポイント	⑱ / ⑰ × 100

令和 5 年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算状況

【歳入】

単位 円

科 目	予算現額	R5年度収入済額	R4年度収入済額	前年度比較増減	前年度比 (%)	R5年度 構成比率	R4年度 構成比率		
保険税（現年）	734,561,000	743,562,433	765,617,167	△ 22,054,734	△ 2.88%	16.19%	16.55%		
保険税（滞繰）	45,002,000	49,417,295	49,009,442	407,853	0.83%	1.08%	1.06%		
保険税	779,563,000	792,979,728	814,626,609	△ 21,646,881	△ 2.66%	17.27%	17.61%		
使用料	総務手数料	15,000	5,100	6,000	△ 900	△ 15.00%	0.00%	0.00%	
	合計	15,000	5,100	6,000	△ 900	△ 15.00%	0.00%	0.00%	
国庫	国民健康保険制度関係 業務準備事業費補助金	0	217,000	70,000	147,000	210.00%	0.00%	0.00%	
	合計	0	217,000	70,000	147,000	210.00%	0.00%	0.00%	
県支出金	保険給付費等交付金	3,660,007,000	3,358,527,074	3,384,210,504	△ 25,683,430	△ 0.76%	73.14%	73.15%	
	合計	3,660,007,000	3,358,527,074	3,384,210,504	△ 25,683,430	△ 0.76%	73.14%	73.15%	
利子及び配当金		170,000	170,000	80,000	90,000	112.50%	0.00%	0.00%	
繰入金	一般会計	保険基盤安定	214,857,000	213,590,649	222,466,639	△ 8,875,990	△ 3.99%	4.65%	4.81%
		職員給与と費等	79,329,000	78,579,262	68,334,419	10,244,843	14.99%	1.71%	1.48%
		出産育児一時金	8,333,000	5,202,666	6,424,000	△ 1,221,334	△ 19.01%	0.11%	0.14%
		財政安定化支援	15,683,000	15,668,000	15,683,000	△ 15,000	△ 0.10%	0.34%	0.34%
		その他	0	0	0	0		0.00%	0.00%
	基金繰入金	0	0	81,000	81,000		0.00%	0.00%	
	計	318,202,000	313,040,577	312,989,058	51,519	0.02%	6.82%	6.77%	
繰越金		97,914,000	97,914,242	99,680,672	△ 1,766,430	△ 1.77%	2.13%	2.15%	
その他収入		30,602,000	28,881,075	14,838,093	14,042,982	94.64%	0.63%	0.32%	
歳入計（A）		4,886,473,000	4,591,734,796	4,626,500,936	△ 34,766,140	△ 0.75%	100.00%	100.00%	

【歳出】

単位 円

科 目	予算現額	R5年度支出済額	R4年度支出済額	前年度比較増減	前年度比 (%)	R5年度 構成比率	R4年度 構成比率	
総 務 費	85,263,000	79,528,771	72,439,786	7,088,985	9.79%	1.76%	1.60%	
保 険 給 付 費	療養給付費	3,074,843,000	2,768,753,444	2,820,252,222	△ 51,498,778	△ 1.83%	61.29%	62.28%
	療養費	15,923,000	14,495,780	18,642,491	△ 4,146,711	△ 22.24%	0.32%	0.41%
	高額療養費	479,179,000	442,598,687	422,585,781	20,012,906	4.74%	9.80%	9.33%
	高額介護合算 療 養 費	1,000,000	487,511	451,336	36,175	8.02%	0.01%	0.01%
	小計	3,570,945,000	3,226,335,422	3,261,931,830	△ 35,596,408	△ 1.09%	71.42%	72.03%
	審査支払手数料	11,200,000	9,185,552	9,471,826	△ 286,274	△ 3.02%	0.20%	0.21%
	出産育児一時金	12,500,000	7,804,000	9,636,000	△ 1,832,000	△ 19.01%	0.17%	0.21%
	審査支払手数料 (出産)	9,000	2,940	4,830	△ 1,890	△ 39.13%	0.00%	0.00%
	葬祭費	4,000,000	3,550,000	3,200,000	350,000	10.94%	0.08%	0.07%
	一般移送費	40,000	0	0	0		0.00%	0.00%
傷病手当金	1,000,000	4,027	635,412	△ 631,385	△ 99.37%	0.00%	0.01%	
計	3,599,694,000	3,246,881,941	3,284,879,898	△ 37,997,957	△ 1.16%	71.87%	72.54%	
納 付 金	国民健康保険事業 費 納 付 金	1,063,205,000	1,063,202,650	1,014,300,335	48,902,315	4.82%	23.53%	22.40%
	計	1,063,205,000	1,063,202,650	1,014,300,335	48,902,315	4.82%	23.53%	22.40%
その他共同事業拠出金	10,000	137	69	68	98.55%	0.00%	0.00%	
保健事業費	51,489,000	44,579,954	41,101,110	3,478,844	8.46%	0.99%	0.91%	
その他の支出	28,103,000	26,809,294	62,765,496	△ 35,956,202	△ 57.29%	1.38%	1.39%	
基金積立金	56,709,000	56,709,000	53,100,000	3,609,000	6.80%	1.26%	1.17%	
予備費	2,000,000	0	0	0		0.00%	0.00%	
歳出計 (B)	4,886,473,000	4,517,711,747	4,528,586,694	△ 10,874,947	△ 0.24%	100.00%	100.00%	

収支差引残額 (C) = (A - B)	74,023,049	97,914,242	△ 23,891,193
基金保有額	182,177,633	125,468,633	56,709,000

令和6年度国民健康保険税当初賦課

国民健康保険税の現況(本算定時)

保険税

	被保険者数 (人)	世帯数	調定額(円)	1人当たり (円)	1世帯当たり (円)	7割軽減 (世帯)	5割軽減 (世帯)	2割軽減 (世帯)	賦課限度 超過(世帯)
6年度	8,228	5,507	752,808,500	91,494	136,700	1,400	790	646	44
5年度	8,485	5,630	771,595,400	90,936	137,051	1,440	828	650	53
増減	▲ 257	▲ 123	▲ 18,786,900	557	▲ 350	▲ 40	▲ 38	▲ 4	▲ 9
増減比率	-3.0%	-2.2%	-2.4%	0.6%	-0.3%	-2.8%	-4.6%	-0.6%	-17.0%

応能・応益割合

	算定額(円)			比率(%)			応能・応益割合	
	所得割(下段:うち産前産後軽減分)	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	応能	応益
6年度	449,948,708	354,502,565	158,860,560	46.71%	36.80%	16.49%	46.71%	53.29%
	146,026	—	—	—	—	—	—	—
5年度	456,960,824	364,693,105	162,472,560	46.43%	37.06%	16.51%	46.43%	53.57%
増減	▲ 7,012,116	▲ 10,190,540	▲ 3,612,000	0.28	▲ 0.26	▲ 0.02	0.28	▲ 0.28
増減比率	-1.5%	-2.8%	-2.2%	—	—	—	—	—

軽減額内訳

	軽減なし 子ども軽減分 [下段:うち産前産後軽減分]			7割軽減(中段:うち子ども軽減分) [下段:うち産前産後軽減分]				5割軽減(中段:うち子ども軽減分) [下段:うち産前産後軽減分]			
	世帯数	人員	均等割軽減額	世帯数	平等割軽減額	人員	均等割軽減額	世帯数	平等割軽減額	人員	均等割軽減額
6年度	49	56	1,088,750	1,400	27,910,400	1,808	52,558,279	790	10,042,700	1,318	26,476,111
	4	4	40,200	35	—	49	276,374	20	—	32	309,036
				1	—	1	1,005	4	—	4	20,905
5年度	43	53	981,550	1,440	28,704,200	1,867	54,352,082	828	10,593,500	1,387	27,944,650
				31	—	39	224,617	19	—	32	321,600
増減	6	3	107,200	▲ 40	▲ 793,800	▲ 59	▲ 1,793,803	▲ 38	▲ 550,800	▲ 69	▲ 1,468,539
				4	—	10	51,757	1	—	0	▲ 12,564
増減比率 (%)	14.0%	5.7%	10.9%	-2.8%	-2.8%	-3.2%	-3.3%	-4.6%	-5.2%	-5.0%	-5.3%
				12.9%	—	25.6%	23.0%	5.3%	—	0.0%	-3.9%

	2割軽減(中段:うち子ども軽減分) [下段:うち産前産後軽減分]				軽減合計(中段:うち子ども軽減分) [下段:うち産前産後軽減分]				
	世帯数	平等割軽減額	人員	均等割軽減額	世帯数	平等割軽減額	人員	均等割軽減額	軽減額計
6年度	646	3,411,680	1,107	9,155,010	2,885	41,364,780	4,289	89,278,150	130,642,930
	12	—	18	274,700	116	—	155	1,948,860	1,948,860
	1	—	1	8,040	6	—	6	29,950	29,950
5年度	650	3,416,560	1,128	9,276,810	2,961	42,714,260	4,435	92,555,092	135,269,352
	16	—	23	337,680	109	—	147	1,865,447	1,865,447
増減	▲ 4	▲ 4,880	▲ 21	▲ 121,800	▲ 76	▲ 1,349,480	▲ 146	▲ 3,276,942	▲ 4,626,422
	▲ 4	—	▲ 5	▲ 62,980	7	—	8	83,413	83,413
増減比率 (%)	-0.6%	-0.1%	-1.9%	-1.3%	-2.6%	-3.2%	-3.3%	-3.5%	-3.4%
	-25.0%	—	-21.7%	-18.7%	6.4%	—	5.4%	4.5%	4.5%

※産前産後軽減分については、令和6年1月1日施行のため、令和5年度の当初賦課はありません。

国民健康保険事業費納付金等の検証について

市民文化部 市民課
国民健康保険グループ

目次

1. 令和5年度国民健康保険事業費納付金等の検証
2. 令和6年度国民健康保険事業費納付金等の検証

1. 令和5年度国民健康保険事業費納付金等の検証

□本資料について

本資料は、県が「令和5年度 国民健康保険事業納付金」を算定した際に示した被保険者数、世帯数、標準税率による保険税の賦課額等の見込みと市における「令和5年度 国民健康保険事業特別会計」の決算による実績を比較したものです。

比較については、医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分ごとに比較し、最後に全体を比較します。

比較の数値が、▲の場合は、県が示した確定の数値を下回っていることを示しています。

- 納付金算定時見込① . . . 事業費納付金算定時に、県が示した令和5年度の確定の数値
- 令和5年度実績② . . . 市における令和5年度の決算における実績の数値
- 比較(②-①) . . . 令和5年度実績から納付金算定見込値を差し引いた数値

□検証について

令和5年度の被保険者数、世帯数の実績は、被保険者数が7,942人、世帯数が5,310世帯となり、被保険者が33人減、世帯数が157世帯の増となっています。

納付金については、団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行すること等により被保険者数は減少するものの、医療の高度化や被保険者の高齢化、コロナ禍の受診控えが回復傾向にあること等により1人当たりの医療費は増加しています。しかし、コロナ禍の中、納付金額を抑える観点から、令和4年度の納付金算定で、財政安定化基金(決算余剰金分)約24億円を活用しているため、公費や財政安定化基金(激変緩和分)を活用しても、令和4年度と比較して**4,890万円増の10億6,320万円**となっています。

なお、令和5年度の納付金算定から医療費水準を一切反映しなくなったことから、各市町における医療費の増減は納付金額に影響しないこととなります。(保険税(料)率の県内統一に向けた措置)

これに伴い、標準税率は4年度と比較して引き上げとなっており、軽減前の保険税額の実績は標準税率による収入見込に対して医療分が2,054万円の増、後期高齢者支援金分が3,405万円の減、介護納付金が1,361万円の減となり、令和5年度実績では、2,713万円の保険税収入の不足となっております。しかし、令和5年度決算では、歳入について第三者行為による徴収金が前年度と比較して約1,400万円の増、歳出については、保険給付費が約3,800万円の減などにより、令和5年度国民健康保険事業特別会計が黒字決算となったものと考えられます。

□今後の見通し

令和6年3月に「第2期三重県国民健康保険運営方針」及び「保険料水準の統一に向けたロードマップ」が策定され、令和11年度までに、一定の幅を設けたうえで県内各市町の保険料(税)を標準保険料(税)率に統一していくこととなったことから、標準税率に向けた改正を検討する必要があります。

1. 令和5年度国民健康保険事業費納付金等の検証

医療分				
		納付金算定時確定①	令和5年度実績②	比較 (②－①)
国保事業費納付金	被保険者数	7,975人	7,942人	▲33人
	世帯数	5,153世帯	5,310世帯	157世帯
	納付金額 (補てん前)	781,835,039円	781,835,039円	0円
	激変緩和分等調整金額	67,913,960円	67,913,960円	0円
	納付金額	713,921,079円	713,921,079円	0円
	1人当たり納付金	89,520円	89,892円	372円
国民健康保険税	保険税額 (軽減前)	626,422,977円	646,958,531円	20,535,554円
	保険税軽減額	93,667,903円	97,601,653円	3,933,750円
	保険税額 (軽減後)	532,755,074円	549,356,878円	16,601,804円
	1人当たり保険税額	66,803円	69,171円	2,368円
標準税率	所得割率	6.47%	6.50%	0.03%
	均等割額	27,807円	29,400円	1,593円
	平等割額	18,423円	21,600円	3,177円
	賦課限度額	650,000円	650,000円	0円

1. 令和5年度国民健康保険事業費納付金等の検証

後期高齢者支援金分				
		納付金算定時確定①	令和5年度実績②	比較 (②－①)
国保事業費納付金	被保険者数	7,975人	7,942人	▲33人
	世帯数	5,153世帯	5,310世帯	157世帯
	納付金額 (補てん前)	292,978,592円	292,978,592円	0円
	激変緩和分等調整金額	20,577,460円	20,577,460円	0円
	納付金額	272,401,132円	272,401,132円	0円
	1人当たり納付金	34,157円	34,299円	142円
国民健康保険税	保険税額 (軽減前)	257,688,445円	223,633,664円	▲34,054,781円
	保険税軽減額	33,401,799円	34,784,415円	1,382,616円
	保険税額 (軽減後)	224,286,646円	188,849,249円	▲35,437,397円
	1人当たり保険税額	28,124円	23,779円	▲4,345円
標準税率	所得割率	2.72%	2.20%	▲0.52%
	均等割額	11,384円	10,800円	▲584円
	平等割額	7,542円	7,200円	▲342円
	賦課限度額	200,000円	200,000円	0円

1. 令和5年度国民健康保険事業費納付金等の検証

介護納付金分				
		納付金算定時確定①	令和5年度実績②	比較 (②－①)
国保事業費納付金	被保険者数	2,292人	2,258人	▲34人
	世帯数	2,003世帯	1,993世帯	▲10世帯
	納付金額 (補てん前)	84,215,828円	84,215,828円	0円
	激変緩和分等調整金額	7,335,389円	7,335,389円	0円
	納付金額	76,880,439円	76,880,439円	0円
	1人当たり納付金	33,543円	34,048円	505円
国民健康保険税	保険税額 (軽減前)	71,722,933円	58,112,193円	▲13,610,740円
	保険税軽減額	9,471,083円	9,755,220円	284,137円
	保険税額 (軽減後)	62,251,850円	48,356,973円	▲13,894,877円
	1人当たり保険税額	27,160円	21,416円	▲5,745円
標準税率	所得割率	2.24%	1.70%	▲0.54%
	均等割額	11,710円	10,200円	▲1,510円
	平等割額	5,812円	4,800円	▲1,012円
	賦課限度額	170,000円	170,000円	0円

1. 令和5年度国民健康保険事業費納付金等の検証

全体				
		納付金算定時確定①	令和5年度実績②	比較 (②－①)
国保事業費納付金	被保険者数	7,975人	7,942人	▲33人
	世帯数	5,153世帯	5,310世帯	157世帯
	納付金額 (補てん前)	1,159,029,459円	1,159,029,459円	0円
	激変緩和分等調整金額	95,826,809円	95,826,809円	0円
	納付金額	1,063,202,650円	1,063,202,650円	0円
	1人当たり納付金	133,317円	133,871円	554円
国民健康保険税	保険税額 (軽減前)	955,834,355円	928,704,388円	▲27,129,967円
	保険税軽減額	136,540,785円	142,141,288円	5,600,503円
	保険税額 (軽減後)	819,293,570円	786,563,100円	▲32,730,470円
	1人当たり保険税額	102,733円	99,038円	▲3,694円
標準税率	所得割率	11.43%	10.40%	▲1.03%
	均等割額	50,901円	50,400円	▲501円
	平等割額	31,777円	33,600円	1,823円
	賦課限度額	1,020,000円	1,020,000円	0円

2. 令和6年度国民健康保険事業費納付金等の検証

□本資料について

本資料は、県が「令和6年度 国民健康保険事業納付金」を算定した際に示した被保険者数、世帯数、標準税率による保険税の賦課額等の見込みと市における「令和6年度 国民健康保険税の当初賦課」（令和6年7月）の実績を比較したものです。

比較については、医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分ごとに比較し、最後に全体を比較します。

比較の数値が、▲の場合は、県が示した確定の数値を下回っていることを示しています。

- 納付金算定時見込① . . . 事業費納付金算定時に、県が示した令和6年度の確定の数値
- 令和6年度実績② . . . 市における「令和6年度 国民健康保険税の当初賦課」（令和6年7月）の実績の数値
- 比較（②－①） . . . 令和6年度実績から納付金算定見込値を差し引いた数値

□検証について

被保険者数及び世帯数については、令和6年度の実績が令和6年7月現在の数値となっているため、見込に対して被保険者数が710人多い8,228人、世帯数が727世帯多い5,507世帯となっています。8月以降、後期高齢者医療制度への移行、社会保険の加入・離脱など資格の異動により、被保険者数及び世帯数は変動することが見込まれ、年度末には県が示した見込に近い数値になるものと推察されます。

納付金については、医療の高度化等により1人当たり医療費が増加するものの、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行により被保険者数が減少（対前年度7.39%減）することが大きく影響し、保険給付費の伸び率は1.16%の減少を見込んでいます。なお、令和5年度の納付金算定から医療費水準を一切反映しなくなったことから、医療費の多寡は納付金の額に影響しないこととなります。

令和5年度で、制度改正を原因とした負担増に対する補てんに係る交付（激変緩和）等が終了したことが影響し、財政安定化基金（財政調整事業分）を活用しても、令和5年度と比較して3,856万円増の11億176万円となっています。

これに伴い、標準税率は令和5年度と比較して引き上げとなっており、軽減前の保険税額の実績は、標準税率による収入見込に対して、医療分が1,814万円増、後期高齢者支援金分が4,332万円の減、介護納付金が1,563万円の減となっており、当所賦課時点では、4,081万円の保険税収入の不足が見込まれます。

□今後の見通し

令和6年3月に「第2期三重県国民健康保険運営方針」及び「保険料水準の統一に向けたロードマップ」が策定され、令和11年度までに、一定の幅を設けたうえで県内各市町の保険料（税）を標準保険料（税）率に統一していくこととなったことから、標準税率に向けた改正を検討する必要があります。

2. 令和6年度国民健康保険事業費納付金等の検証

医療分				
		納付金算定時確定①	令和6年度実績②	比較 (②－①)
国保事業費納付金	被保険者数	7,518人	8,228人	710人
	世帯数	4,780世帯	5,507世帯	727世帯
	納付金額 (補てん前)	779,693,892円	779,693,892円	0円
	財政安定化基金等補てん分	39,445,448円	39,445,448円	0円
	納付金額	740,248,444円	740,248,444円	0円
	1人当たり納付金	98,463円	89,967円	▲8,496円
国民健康保険税	保険税額 (軽減前)	596,131,488円	614,268,320円	18,136,832円
	保険税軽減額	100,626,480円	89,405,820円	▲11,220,660円
	保険税額 (軽減後)	495,505,008円	524,862,500円	29,357,492円
	1人当たり保険税額	65,909円	63,790円	▲2,119円
標準税率	所得割率	6.62%	6.50%	▲0.12%
	均等割額	28,123円	29,400円	1,277円
	平等割額	18,701円	21,600円	2,899円
	賦課限度額	650,000円	650,000円	0円

2. 令和6年度国民健康保険事業費納付金等の検証

後期高齢者支援金分				
		納付金算定時確定①	令和6年度実績②	比較 (②－①)
国保事業費納付金	被保険者数	7,518人	8,228人	710人
	世帯数	4,780世帯	5,507世帯	727世帯
	納付金額 (補てん前)	287,341,924円	287,341,924円	0円
	財政安定化基金等補てん分	4,892,525円	4,892,525円	0円
	納付金額	282,449,399円	282,449,399円	0円
	1人当たり納付金	37,570円	34,328円	▲3,242円
国民健康保険税	保険税額 (軽減前)	256,898,356円	213,580,220円	▲43,318,136円
	保険税軽減額	35,852,760円	31,858,920円	▲3,993,840円
	保険税額 (軽減後)	221,045,596円	181,721,300円	▲39,324,296円
	1人当たり保険税額	29,402円	22,086円	▲7,316円
標準税率	所得割率	2.91%	2.20%	▲0.71%
	均等割額	12,076円	10,800円	▲1,276円
	平等割額	8,031円	7,200円	▲831円
	賦課限度額	200,000円	200,000円	0円

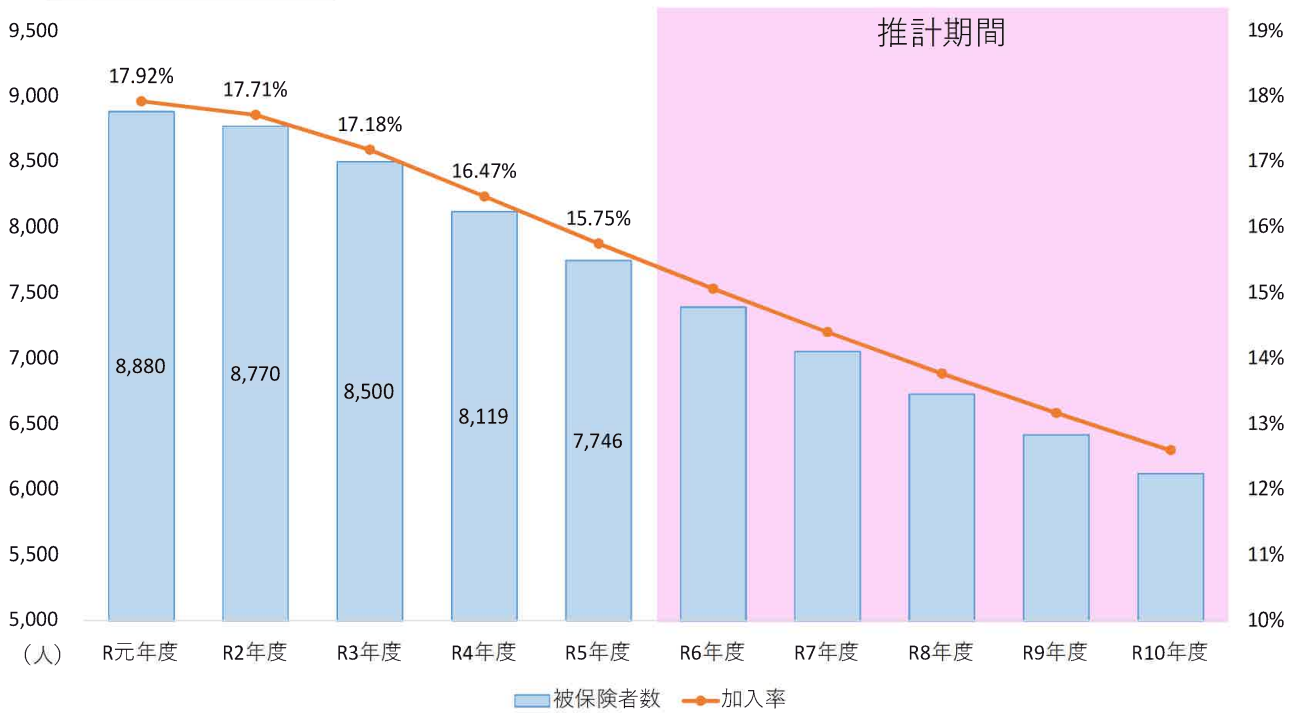
2. 令和6年度国民健康保険事業費納付金等の検証

介護納付金分				
		納付金算定時確定①	令和6年度実績②	比較 (②-①)
国保事業費納付金	被保険者数	2,143人	2,429人	286人
	世帯数	1,898世帯	2,105世帯	207世帯
	納付金額 (補てん前)	80,729,866円	80,729,866円	0円
	財政安定化基金等補てん分	1,666,275円	1,666,275円	0円
	納付金額	79,063,591円	79,063,591円	0円
	1人当たり納付金	36,894円	32,550円	▲4,344円
国民健康保険税	保険税額 (軽減前)	71,270,632円	55,643,090円	▲15,627,542円
	保険税軽減額	9,984,240円	9,418,390円	▲565,850円
	保険税額 (軽減後)	61,286,392円	46,224,700円	▲15,061,692円
	1人当たり保険税額	28,598円	19,030円	▲9,568円
標準税率	所得割率	2.38%	1.70%	▲0.68%
	均等割額	12,429円	10,200円	▲2,229円
	平等割額	6,143円	4,800円	▲1,343円
	賦課限度額	170,000円	170,000円	0円

2. 令和6年度国民健康保険事業費納付金等の検証

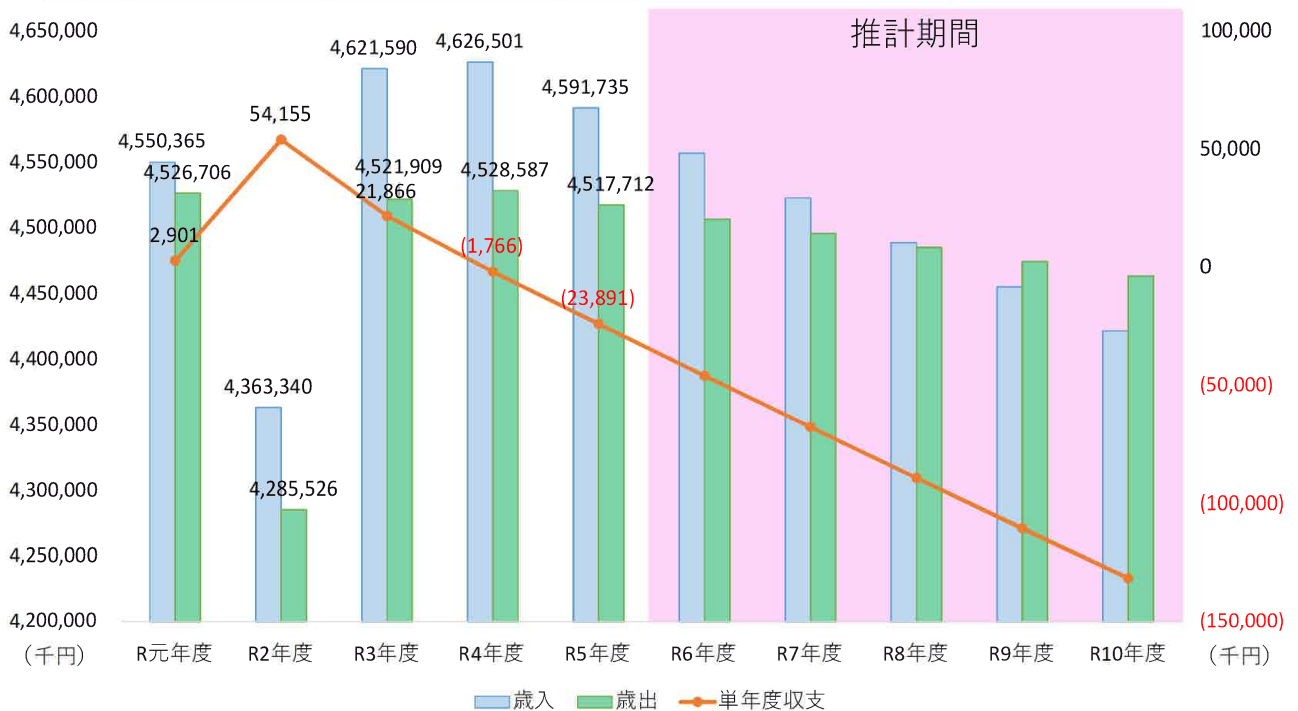
全体				
		納付金算定時確定①	令和6年度実績②	比較 (②－①)
国保事業費納付金	被保険者数	7,518人	8,228人	710人
	世帯数	4,780世帯	5,507世帯	727世帯
	納付金額 (補てん前)	1,147,898,187円	1,147,898,187円	0円
	財政安定化基金等補てん分	46,136,753円	46,136,753円	0円
	納付金額	1,101,761,434円	1,101,761,434円	0円
	1人当たり納付金	146,550円	133,904円	▲12,646円
国民健康保険税	保険税額 (軽減前)	924,300,476円	883,491,630円	▲40,808,846円
	保険税軽減額	146,463,480円	130,683,130円	▲15,780,350円
	保険税額 (軽減後)	777,836,996円	752,808,500円	▲25,028,496円
	1人当たり保険税額	103,463円	91,493円	▲11,970円
標準税率	所得割率	11.91%	10.40%	▲1.51%
	均等割額	52,628円	50,400円	▲2,228円
	平等割額	32,875円	33,600円	725円
	賦課限度額	1,020,000円	1,020,000円	0円

被保険者数の推移



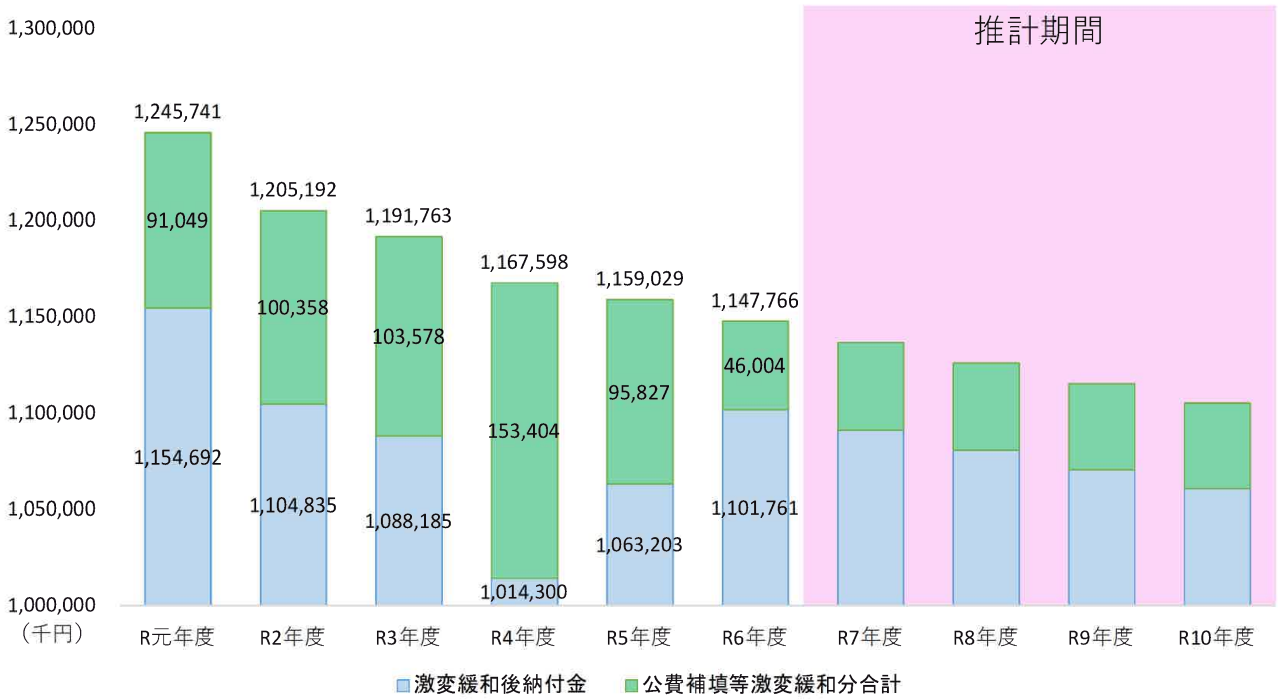
※年度末時点	R1	R2	R3	R4	R5
亀山市人口 (人)	49,553	49,530	49,463	49,292	49,177
被保険者数 (人)	8,880	8,770	8,500	8,119	7,746
前年度比 (人)	-	△110	△270	△381	△373
加入率 (%)	17.92	17.71	17.18	16.47	15.75

国民健康保険事業特別会計決算額の推移 (歳入・歳出)



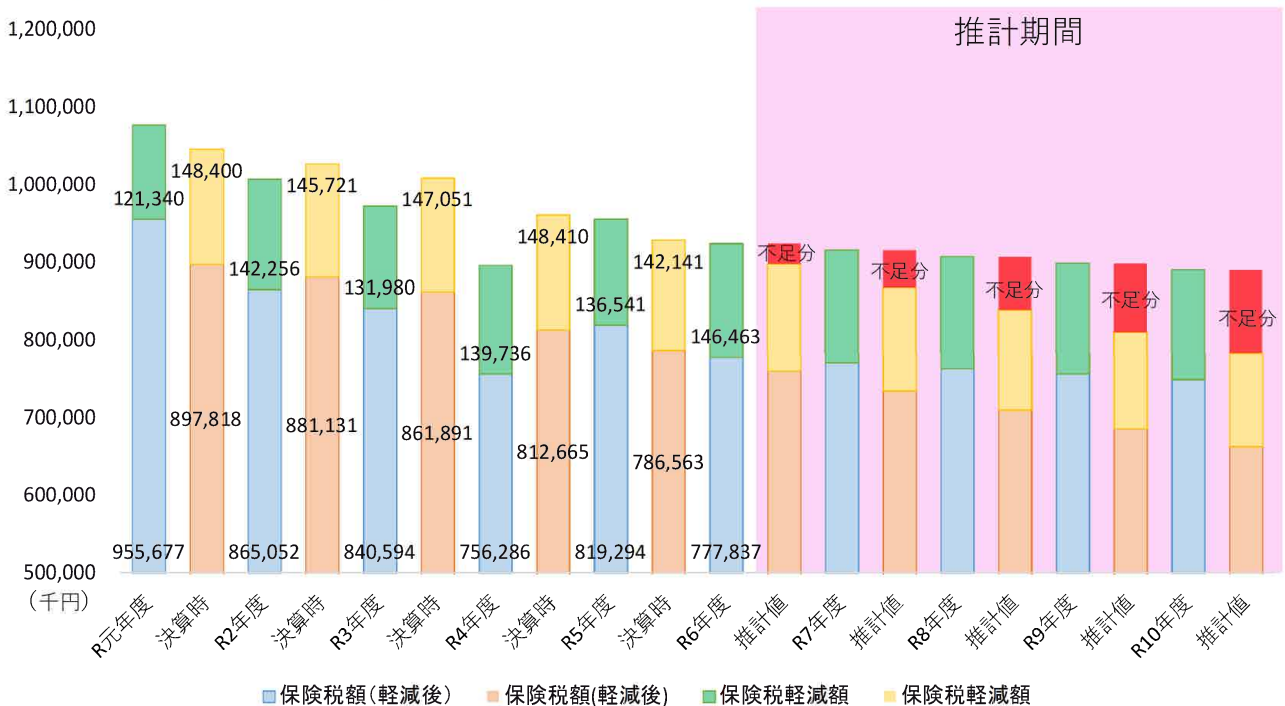
(単位：千円)	R1	R2	R3	R4	R5
歳入	4,550,365	4,363,340	4,621,590	4,626,501	4,591,735
(内) 繰越金	20,758	23,659	77,814	99,681	97,914
歳出	4,526,706	4,285,526	4,521,909	4,528,587	4,517,712
単年度収支	2,901	54,155	21,866	△1,766	△23,891

国民健康保険事業費納付金の推移



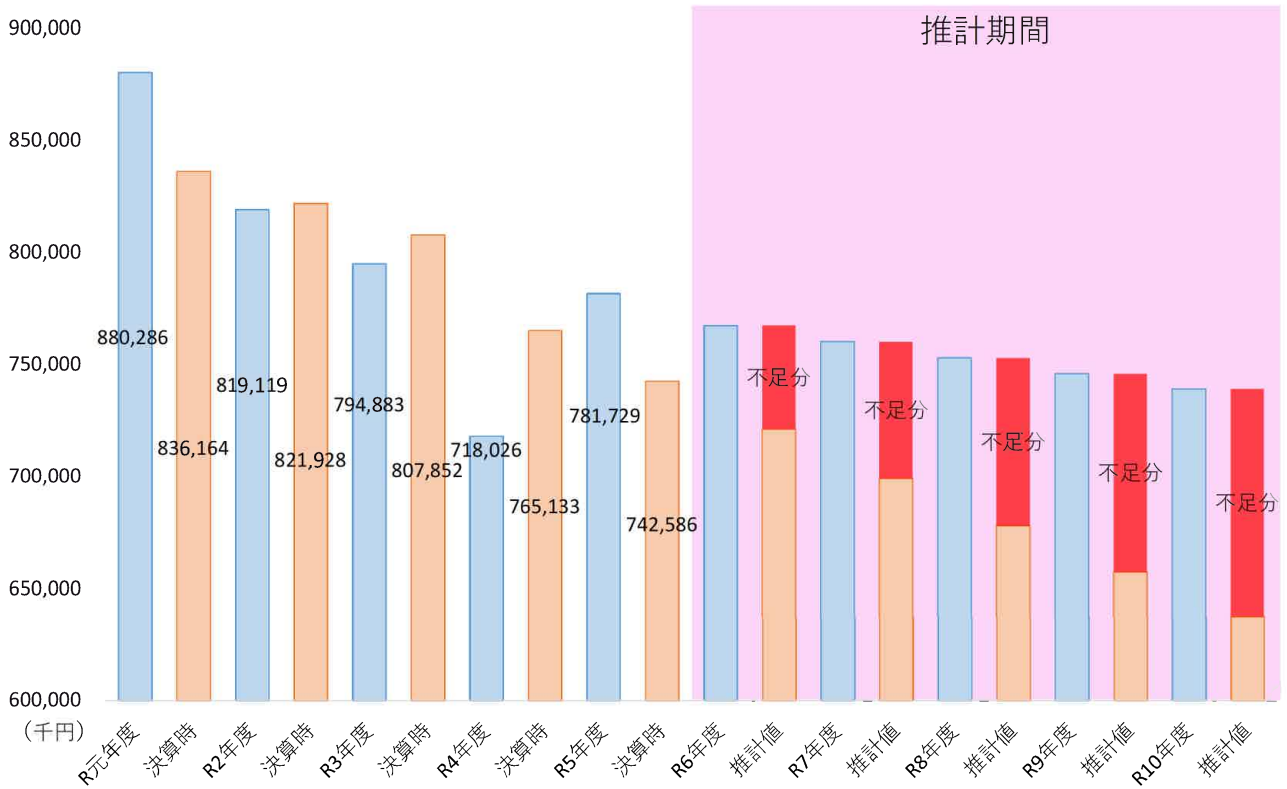
(単位：千円)	R1	R2	R3	R4	R5	R6
補てん前納付金	1,245,741	1,205,192	1,191,763	1,167,598	1,159,029	1,147,766
公費補填等激変緩和分合計	91,049	100,358	103,578	153,404	95,827	46,004
激変緩和後納付金	1,154,692	1,104,835	1,088,185	1,014,300	1,063,203	1,101,761

国民健康保険事業費納付金の推移 (必要保険税調定額と決算時の推移)



(単位：千円)		R1	R2	R3	R4	R5	R6
保険税額(軽減後)	算定	955,677	865,052	840,594	756,286	819,294	777,837
	決算	897,818	881,131	861,891	812,665	786,563	-
保険税軽減額	算定	121,340	142,256	131,980	139,736	136,541	146,463
	決算	148,400	145,721	147,051	148,410	142,141	-

国民健康保険事業費納付金の推移（必要収納額と決算時の推移）



(単位：千円)		R1	R2	R3	R4	R5
収納額	算定	880,286	819,119	794,883	718,026	781,729
	決算	836,164	821,928	807,852	765,133	742,586

令和6年度県下各市国民健康保険税・料等の状況

	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	賦課 限度額	税額 (※モデルケース)	順位
四日市市 (料)	14.40%	0.0%	57,900円	38,500円	106万円	417,300円	1
津市 (料)	13.80%	0.0%	52,100円	35,200円	106万円	390,400円	2
桑名市 (税)	11.00%	0.0%	62,500円	41,800円	106万円	383,500円	3
鈴鹿市 (料)	13.00%	0.0%	49,600円	34,000円	106万円	369,700円	4
名張市 (税)	13.90%	0.0%	42,300円	36,400円	106万円	369,600円	5
尾鷲市 (税)	11.30%	51.6%	41,700円	39,400円	104万円	367,100円	6
鳥羽市 (税)	11.40%	28.1%	45,900円	36,900円	106万円	358,100円	7
いなべ市 (税)	13.17%	0.0%	46,500円	23,000円	106万円	356,400円	8
伊勢市 (料)	12.46%	0.0%	46,900円	31,400円	106万円	351,900円	9
松阪市 (税)	13.00%	0.0%	42,800円	30,800円	104万円	350,800円	10
伊賀市 (税)	11.66%	0.0%	50,400円	34,600円	106万円	349,100円	11
亀山市 (税)	10.40%	0.0%	50,400円	33,600円	104万円	326,600円	12
志摩市 (税)	11.07%	0.0%	40,800円	31,900円	106万円	313,700円	13
熊野市 (税)	9.00%	58.0%	31,200円	33,600円	106万円	302,800円	14

※モデルケース：所得2,150,000円、固定資産税80,000円、3人世帯（子1人）、介護あり

※保険税：10市、保険料：4市

※3方式：11市、4方式：3市

令和6年度県下各市国民健康保険税・料等の状況（標準税率との比較）

	令和6年度現行税率①				令和6年度標準税率②			比較（①-②）			
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額
四日市市	14.40%	0.0%	57,900円	38,500円	12.91%	56,935円	35,670円	1.49%	0.0%	965円	2,830円
津市	13.80%	0.0%	52,100円	35,200円	12.60%	55,509円	34,825円	1.2%	0.0%	△3,409円	375円
桑名市	11.00%	0.0%	62,500円	41,800円	12.51%	55,175円	34,577円	△1.51%	0.0%	7,325円	7,223円
鈴鹿市	13.00%	0.0%	49,600円	34,000円	12.61%	55,494円	34,851円	0.39%	0.0%	△5,894円	△851円
名張市	13.90%	0.0%	42,300円	36,400円	11.81%	52,191円	32,603円	2.09%	0.0%	△9,891円	3,797円
尾鷲市	11.30%	51.6%	41,700円	39,400円	12.16%	53,651円	33,589円	△0.86%	51.6%	△11,951円	5,811円
鳥羽市	11.40%	28.1%	45,900円	36,900円	12.65%	55,740円	34,953円	△1.25%	28.1%	△9,840円	1,947円
いなべ市	13.17%	0.0%	46,500円	23,000円	11.85%	52,306円	32,712円	1.32%	0.0%	△5,806円	△9,712円
伊勢市	12.46%	0.0%	46,900円	31,400円	12.00%	53,044円	33,117円	0.46%	0.0%	△6,144円	△1,717円
松阪市	13.00%	0.0%	42,800円	30,800円	11.74%	51,760円	32,421円	1.26%	0.0%	△8,960円	△1,621円
伊賀市	11.66%	0.0%	50,400円	34,600円	12.60%	55,588円	34,799円	△0.94%	0.0%	△5,188円	△199円
亀山市	10.40%	0.0%	50,400円	33,600円	11.91%	52,628円	32,875円	△1.51%	0.0%	△2,228円	725円
熊野市	11.07%	0.0%	40,800円	31,900円	11.33%	50,182円	31,201円	△0.26%	0.0%	△9,382円	699円
志摩市	9.00%	58.0%	31,200円	33,600円	12.30%	54,198円	33,970円	△3.30%	58.0%	△22,998円	△370円

今後の見通し

平成30年度の財政運営の県一元化等を内容とする制度改正から6年が経過し、令和5年度末、県において、県内の国保運営に関する指針である「第2期三重県国民健康保険運営方針」が策定されました。国は、「同じ所得、同じ世帯構成であれば、県内のどこに住んでいても同じ保険料水準となる「保険料水準の統一」という取組を進めております。第2期運営方針期間（令和6年度～令和11年度）は、保険料（税）水準の平準化に向けた取組を一段と加速させるための期間と位置付けており、同年度末、県において、「保険料水準の統一に向けたロードマップ」も策定されたことから、県内における保険料（税）率の統一を見据えた保険税率の改正を検討する必要があります。

統一の基本方針として、「完全統一」を目指していくものの、各市町の事情等によって格差が生じている点や、取組を加速させるうえでは適切なゴール設定も重要であることから、まずは緩やかな統一を目指すこととなります。

具体的には、標準保険料率を統一の目安とし、第2期運営方針の対象期間である令和11年度までに、標準保険料率への統一を行うこととなります。

県内の現状（令和4年度）

保険料と保険税

保険者数

区分	保険者数	構成比
保険料	10 保険者	34.5%
保険税	19 保険者	65.5%
合計	29 保険者	100%

被保険者数

区分	被保険者数	構成比
保険料	181,207人	52.7%
保険税	162,624人	47.3%
合計	343,831人	100%

算定方式

保険者数

区分	保険者数	構成比
3方式	12 保険者	41.4%
4方式	17 保険者	58.6%
合計	29 保険者	100%

被保険者数

区分	被保険者数	構成比
3方式	286,439人	83.3%
4方式	57,392人	16.7%
合計	343,831人	100%